

令和4年度 第1回酒田市障がい者施策推進協議会並びに

酒田市障がい者地域自立支援協議会 次 第

日 時：令和4年8月19日（金）14:00～

開催方法：「Zoom」を使ったWeb会議方式

1 開 会

2 健康福祉部長あいさつ

3 会長の選出

4 協 議

(1) 第5期酒田市障がい者福祉計画の進捗状況について……7

(2) 第6期酒田市障がい福祉計画・

第2期酒田市障がい児福祉計画の実績について……………22

(3) 障がい者の就労状況について……………36

(4) あおぞら、かでの支援状況について……………37

(5) その他（情報交換）

5 そ の 他

6 閉 会

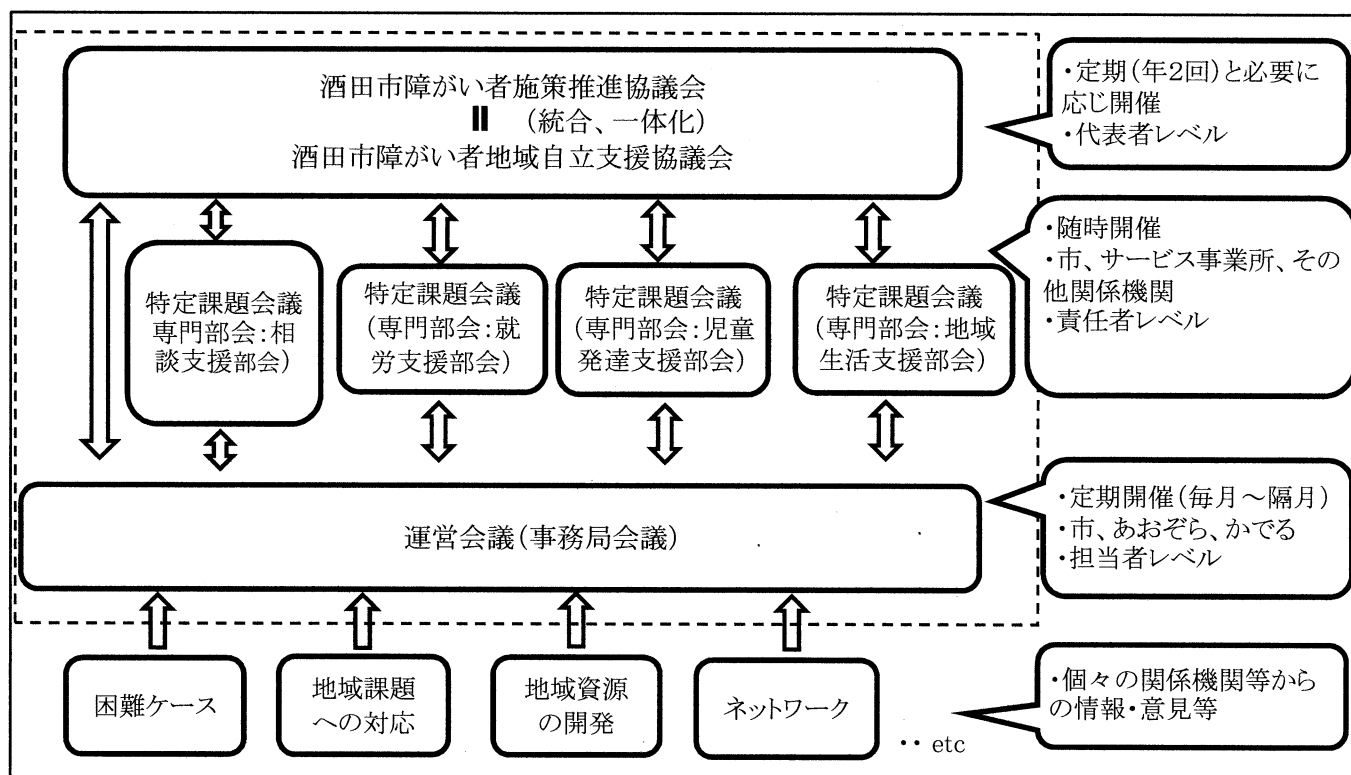
酒田市障がい者施策推進協議会・酒田市障がい者地域自立支援協議会 について

1 酒田市障がい者施策推進協議会と酒田市障がい者地域自立支援協議会

名 称	酒田市障がい者施策推進協議会	酒田市障がい者地域自立支援協議会
根拠法令	障害者基本法第36条第4項 酒田市障がい者施策推進協議会条例	障害者総合支援法第89条の3第1項 酒田市障がい者地域自立支援協議会設置要綱
委員数	15名以内	15名以内
開催回数	年2回（条例上規定はないが、これまで定期的に年2回開催）	年2回（要綱上規定はないが、これまで定期的に年2回開催）
任期	2年（ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間）	2年（ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間）
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> 酒田市障がい者福祉計画についての審議 〔障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画です。〕 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議 	<ul style="list-style-type: none"> 酒田市障がい福祉計画についての審議 〔各年度における障がい福祉サービスの量と供給体制を確保するための計画です。〕 相談支援事業の実施に関すること 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること 障がい者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関すること 障がい福祉に関する連携及び支援の体制の構築に関し必要な事項
事務局	福祉企画課	福祉企画課、市指定相談支援事業所（あおぞら） 庄内障がい者就業・生活支援センター（かでの）

※「酒田市障がい者施策推進協議会」で全般的な障がい者福祉計画の検討を行い、「酒田市障がい者地域自立支援協議会」で、より具体的な事業等について検討することから、両協議会を一体化して行います。

2 組織体系イメージ



酒田市障がい者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定により、酒田市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員は、関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に、事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の酒田市障がい者施策推進協議会条例の規定は、平成23年8月5日から適用する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に定める日から施行する。

酒田市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉（以下「障がい福祉」という。）に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うため、酒田市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の実施（委託相談支援事業者の評価を含む。）に関すること。
- (2) 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 障がい者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 障がい福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、障がい福祉に関する連携及び支援の体制の構築に
関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員15人以内をもって組織し、市長がこれを任命する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者の職員
- (2) 障がい福祉サービス事業者の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障がい者関係団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、障がい福祉に関連する各機関の担当で構成する。

3 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

(関係者の意見聴取)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部、市指定相談支援事業所及び庄内障がい者就業・生活支援センターで構成し、協議会及び専門部会の事務及び運営を行う。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

第5期酒田市障がい者福祉計画進捗状況調査票 (R3)

基本理念 障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会の実現

基本目標	重点目標	現状と課題 (計画策定時)	主要な施策 (計画策定時)	担当課	進捗状況 (具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
1 支え合う地域生活の推進	(1) 障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会を実現するために、市民一人ひとりの障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動が重要であり、また、地域生活への交流を推進して障がいの理解を深め、積極的に推進していく必要があります。	障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会を実現するために、市民一人ひとりの障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動が重要であり、また、地域生活への交流を推進して障がいの理解を深め、積極的に推進していく必要があります。	<p>○障がい者への理解の促進</p> <p>障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会を実現するために、市民一人ひとりの障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動が重要であり、また、地域生活への交流を推進して障がいの理解を深め、積極的に推進していく必要があります。</p> <p>障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会を実現するために、市民一人ひとりの障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動が重要であり、また、地域生活への交流を推進して障がいの理解を深め、積極的に推進していく必要があります。</p>	福祉企画課	<p>【障がい福祉係】</p> <p>市広報「私の街さかた (4/1号)」へ各種障がい福祉制度や支援内容を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サービスについての紹介を行っている。令和3年度の出前講座については、「共生社会に向けて」をテーマに3回、「手話学習ぼう」をテーマに1回、計4回実施している。「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を申請者に配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。県作成の児童向けリーフレットを市内各小学校3学年全生徒を対象に配布し、学習期から障がいや障がいのある児童への理解を深めていた。また、ホームページ等を活用し、地域の福祉活動や支援組織について、市民の関心と理解を深め、各種障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動が重要であり、また、地域生活への交流を推進して障がいの理解を深め、積極的に推進していく必要があります。</p>	<p>【障がい福祉係】</p> <p>市民の方々が「障がい」について理解を深める機会を拡充に努めていく必要がある。今後も、令和2年に施行した障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の理念に基づき、市広報・ホームページ、出前講座なども活用するなど、より多くの市民の方々の障がい及び障がい者についての理解促進に努める。</p>
			<p>○「障害者週間」の周知</p> <p>「障害者週間」では、市広報等により障がい及び障がい者についての市民の関心と理解を深めるとともに、各種障がい者福祉制度についての周知も引き続き実施します。</p>	福祉企画課	<p>【障がい福祉係】</p> <p>12月号の「障がい者週間」にあわせて窓口の紹介など啓発活動を行い障がい者についての市民理解が深まるよう努めた。「障がい者週間」にあわせて障がい者バザーを市役所1階リソーススペースで開催している。</p>	<p>【障がい福祉係】</p> <p>市広報、ホームページ等を活用し、地域の福祉活動や支援組織について、市民の関心と理解を深め、各種障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動が重要であり、また、地域生活への交流を推進して障がいの理解を深め、積極的に推進していく必要があります。</p>
			<p>○障がい者福祉に関する教育の推進</p> <p>学校における障がい者福祉教育については、特別支援学級と通常学級の交流などにより、相互理解を図るとともに、触れ合いや体験を通じた福祉教育を充実させることにより、障がい者理解や共に生きる社会を醸成する意識の醸成を図ってまいります。</p>	学校教育課	<p>【障がい福祉係】</p> <p>12月号の「障がい者週間」にあわせて窓口の紹介など啓発活動を行い障がい者についての市民理解が深まるよう努めた。「障がい者週間」にあわせて障がい者バザーを市役所1階リソーススペースで開催している。</p>	<p>【障がい福祉係】</p> <p>市広報、ホームページ等を活用し、地域の福祉活動や支援組織について、市民の関心と理解を深め、各種障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動が重要であり、また、地域生活への交流を推進して障がいの理解を深め、積極的に推進していく必要があります。</p>
				学校教育課	<p>【障がい福祉係】</p> <p>12月号の「障がい者週間」にあわせて窓口の紹介など啓発活動を行い障がい者についての市民理解が深まるよう努めた。「障がい者週間」にあわせて障がい者バザーを市役所1階リソーススペースで開催している。</p>	<p>【障がい福祉係】</p> <p>市広報、ホームページ等を活用し、地域の福祉活動や支援組織について、市民の関心と理解を深め、各種障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動が重要であり、また、地域生活への交流を推進して障がいの理解を深め、積極的に推進していく必要があります。</p>
				学校教育課	<p>【障がい福祉係】</p> <p>12月号の「障がい者週間」にあわせて窓口の紹介など啓発活動を行い障がい者についての市民理解が深まるよう努めた。「障がい者週間」にあわせて障がい者バザーを市役所1階リソーススペースで開催している。</p>	<p>【障がい福祉係】</p> <p>市広報、ホームページ等を活用し、地域の福祉活動や支援組織について、市民の関心と理解を深め、各種障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用した広報活動が重要であり、また、地域生活への交流を推進して障がいの理解を深め、積極的に推進していく必要があります。</p>

基本目標	(3) 相談支援の充実、情報の活用、アクセシビリティの向上	重点目標	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性	
	<p>本市では、市相談支援事業を指定相談支援事業所「あおぞら」に委託し、連携して障がい者の相談対応にあたり、市相談支援事業所「あおぞら」やサービス利用者、関係機関が連携して相談支援を行うこととする。</p> <p>また、地域に障がい者相談員を配置し、障がい当事者による各種相談業務も行っていきます。市障がい者相談員は、市障がい者相談員として、関係機関が連携して相談支援を行います。</p>	<p>なお、市広報やホームページによる情報提供のほか、各種障がい者福祉制度を紹介した冊子「ほほえみの街」や、特に視覚障がい者へは、音声・点字による広報、議会報告を発行し、各種制度の理解と周知を図っています。</p> <p>また、本市の議場ではスピーチカードからの音が聞こえない方への配慮として、傍聴席に磁気読字機を使用する設備し、対応型の補聴器や貸出用受信機を使用することによって、情報提供の充実とともに、情報の利用しやすさを図っています。</p> <p>今後は、情報提供の充実とともに、情報の利用しやすさを図ってまいります。</p>	<p>相談支援の充実</p> <p>市相談支援事業委託先である指定相談支援事業所「あおぞら」と連携し、総合的な相談支援の充実を図ります。</p> <p>指定相談支援事業所が複数開設されていることや、市営の相談支援事業所はまなしが設置されていることから、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置について検討し、相談支援体制の構築を図ります。また、地域づくり事業を一体的に推進する。重層的な相談支援体制を整備してまいります。</p> <p>市立相談支援協議会、市内圏域相談支援連絡会、市立相談支援協議会その他の関係機関が一層連携し、相談支援体制の充実強化を目指します。</p> <p>特に、障がい者の地域生活を支える身近な相談窓口となる、相談支援事業所の相談従事者の相談対応能力等の向上を図るため、自立支援協議会の専門部会である相談支援部会、専門的知識の取得やグループワークを行うなど、相談員の資質向上に努め、相談支援をさらに充実していきます。</p>	<p>情報の向上</p> <p>各種制度を紹介した「ほほえみの街」や、誰しもが容易に情報入手できるよう、アクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めます。</p> <p>視覚障がい者への情報提供としての、音声・点字による広報、議会報告の発行は継続するとともに、必要に応じて音声コードによる情報提供を行うこととする。障がい者の状態に応じた必要ない支援を得ることができると、きめ細かい支援が行われます。</p> <p>また、職責障がい者のコミュニケーション手段の確保のために、手話奉仕員の養成・派遣及び要約筆記者の派遣を継続するとともに、手話教室を開講し、手話奉仕員の育成と聴覚障がいに関する理解と知識の普及に努めていきます。</p>	<p>情報利用しやすさ(アクセシビリティ)</p>	<p>市長公室 議会事務局 福祉企画課</p>	<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	<p>【障がい福祉係】地域自立支援協議会において、個別の困難ケースについて、地域の課題として位置づけ、地域自立支援協議会の中で、解決に向けて関係機関との連携を強めていく必要がある。また、緊急時の相談支援体制を構築するうえでの協議が必要である。</p>
			<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	<p>【市長公室】市広報やCD等による市広報、点字による市広報、引き続き実施しており、平成27年度からアクセシビリティFDMでのインターネットサイトリニューアルを開始し、平成28年10月に、市ホームページを全面改修。総務省が定めるウェブアクセシビリティ適合レベルAA基準を目標に、ナビゲーション機能にアクセシビリティの向上を目的としていく。</p>	<p>市長公室 議会事務局 福祉企画課</p>	<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	
			<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	<p>【市長公室】市広報やCD等による市広報、点字による市広報、引き続き実施しており、平成27年度からアクセシビリティFDMでのインターネットサイトリニューアルを開始し、平成28年10月に、市ホームページを全面改修。総務省が定めるウェブアクセシビリティ適合レベルAA基準を目標に、ナビゲーション機能にアクセシビリティの向上を目的としていく。</p>	<p>市長公室 議会事務局 福祉企画課</p>	<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	
			<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	<p>【市長公室】市広報やCD等による市広報、点字による市広報、引き続き実施しており、平成27年度からアクセシビリティFDMでのインターネットサイトリニューアルを開始し、平成28年10月に、市ホームページを全面改修。総務省が定めるウェブアクセシビリティ適合レベルAA基準を目標に、ナビゲーション機能にアクセシビリティの向上を目的としていく。</p>	<p>市長公室 議会事務局 福祉企画課</p>	<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	<p>【障がい福祉係】酒田市長が、地域自立支援協議会を設けたことにより、指定相談支援事業所あおぞら、市内障害者就業・生活支援センター、関係各機関と情報共有をしながら連携を強めている。また、自立支援協議会の専門部会として、相談支援部会を設置し、市内の相談支援専門員相談員の資質向上に努めている。</p> <p>相談支援部会 年5回実施 令和3年度、相談支援事業所への実地指導を行った。2事業所</p>	

基本目標	重点目標 (4) 保健・医療・福祉の連携、充実	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課 健康課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
	発病後に障がいや伴う可能性が高い疾患として、健康な生活を送るためには、生活習慣を改善し疾病予防に努めると同時に、早期発見・早期治療、療養が重要となる。また、可能な限り、保健康・福祉が安心して生活ができるようにすることが重要である。本市においては平成29年度に「さかた健康づくりビジョン【健康さかた21(第3期)】」を策定し、種々の目標数値を掲げながら疾病予防などの健康増進施策を展開しています。	また、障がいの疑いがある場合、幼児健診の参加を促しています。精神疾患に関する正しい知識の普及や社会環境や人間関係の複雑化などにより、精神科等を受診する患者は増加しており、保健所や医療機関等と連携し啓発活動や予防活動に努めています。	<p>○健康増進活動の推進 疾病予防に向け、健診受診率を高めるための周知活動をはじめ、「さかた健康づくりビジョン【健康さかた21(第3期)】」にある各種健康増進施策を着実に進めることで、病気の発生が抑えられることも、その人らしく暮らしていただくような保健活動を推進します。</p> <p>○保健・医療連携体制の充実 保健・医療連携により、幼児健診検査等での疾病や障がいの早期発見やその後の療養体制を充実させます。 精神疾患の早期発見、早期治療のため、保健所や医療機関などと連携しながら、精神疾患に悩む患者の啓発活動や予防活動を推進します。</p> <p>○重症心身障がい児(者)支援体制の充実 県では、常時医療的ケアを要する重症心身障がい児(者)の受け入れ充実のため、総合療育訓練センターに新たな医療棟を整備しました。また、庄内地域における重症心身障がい児(者)の入院療養病床の確保に向け、今後とも関係機関に働きかけていきます。</p> <p>○高次脳機能障がい者支援の推進 高次脳機能障がい者に対する理解促進を図るとともに、高次脳機能障がい者支援センターによる支援への協力を行います。</p>	健康課	<p>【健康課】 疾病予防を目的として実施している特定健診においては、受診率向上を目的に、がん検診への勧奨通知を実施した。また、年齢の住民に無料クーポン券を送付した。健康増進活動においては糖尿病と高血圧症の予防教育に関する啓発活動を実施し、個々の相談、訪問指導を推進し、個々のケアに合わせたきめ細かな対応に努めた。</p>	<p>【健康課】 疾病や障がいによる生活の質の低下が、そのために健康増進の受診が重要となるが、そのために健康増進の受診が大切である。その大切さを理解し、行動に結びつけるための一定数の存在を促すため、行動変容を促すような、引き継ぎ、個々のケースに応じた教育、相談、指導を実施していく。</p>
			<p>○重症心身障がい児(者)支援体制の充実 県では、常時医療的ケアを要する重症心身障がい児(者)の受け入れ充実のため、総合療育訓練センターに新たな医療棟を整備しました。また、庄内地域における重症心身障がい児(者)の入院療養病床の確保に向け、今後とも関係機関に働きかけていきます。</p> <p>○高次脳機能障がい者支援の推進 高次脳機能障がい者に対する理解促進を図るとともに、高次脳機能障がい者支援センターによる支援への協力を行います。</p>	福祉企画課	<p>【健康課】 1歳6か月児健診のフォロー教室は、9回開催し、延べ72名が参加した。発達障がい等の早期発見と適切な支援に努めるとともに、子どもにも適切なかわり方について、「こころの健康相談」を市民健康センターで開き、平日利用困難な市民のために土日の相談日も実施している。地域と連携した啓発事業や、悩みを抱える人を見守る人材の育成を目的に、こころのサポーター養成講座を実施している。</p>	<p>【健康課】 障がいの関係機関と連携しながら、保健・医療に立った支援体制に努める。こころの健康相談を実施し、市民が利用しやすい相談体制と啓発事業の実施、悩みを抱える人の変化に気づき、必要に応じては専門家に相談し、適切な支援を受けることができるように努める。</p>
			<p>○重症心身障がい児(者)支援体制の充実 県では、常時医療的ケアを要する重症心身障がい児(者)の受け入れ充実のため、総合療育訓練センターに新たな医療棟を整備しました。また、庄内地域における重症心身障がい児(者)の入院療養病床の確保に向け、今後とも関係機関に働きかけていきます。</p> <p>○高次脳機能障がい者支援の推進 高次脳機能障がい者に対する理解促進を図るとともに、高次脳機能障がい者支援センターによる支援への協力を行います。</p>	福祉企画課	<p>【健康課】 1歳6か月児健診のフォロー教室は、9回開催し、延べ72名が参加した。発達障がい等の早期発見と適切な支援に努めるとともに、子どもにも適切なかわり方について、「こころの健康相談」を市民健康センターで開き、平日利用困難な市民のために土日の相談日も実施している。地域と連携した啓発事業や、悩みを抱える人を見守る人材の育成を目的に、こころのサポーター養成講座を実施している。</p>	<p>【健康課】 障がいの関係機関と連携しながら、保健・医療に立った支援体制に努める。こころの健康相談を実施し、市民が利用しやすい相談体制と啓発事業の実施、悩みを抱える人の変化に気づき、必要に応じては専門家に相談し、適切な支援を受けることができるように努める。</p>
			<p>○重症心身障がい児(者)支援体制の充実 県では、常時医療的ケアを要する重症心身障がい児(者)の受け入れ充実のため、総合療育訓練センターに新たな医療棟を整備しました。また、庄内地域における重症心身障がい児(者)の入院療養病床の確保に向け、今後とも関係機関に働きかけていきます。</p> <p>○高次脳機能障がい者支援の推進 高次脳機能障がい者に対する理解促進を図るとともに、高次脳機能障がい者支援センターによる支援への協力を行います。</p>	福祉企画課	<p>【健康課】 1歳6か月児健診のフォロー教室は、9回開催し、延べ72名が参加した。発達障がい等の早期発見と適切な支援に努めるとともに、子どもにも適切なかわり方について、「こころの健康相談」を市民健康センターで開き、平日利用困難な市民のために土日の相談日も実施している。地域と連携した啓発事業や、悩みを抱える人を見守る人材の育成を目的に、こころのサポーター養成講座を実施している。</p>	<p>【健康課】 障がいの関係機関と連携しながら、保健・医療に立った支援体制に努める。こころの健康相談を実施し、市民が利用しやすい相談体制と啓発事業の実施、悩みを抱える人の変化に気づき、必要に応じては専門家に相談し、適切な支援を受けることができるように努める。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
	(5) 障がい福祉サービスの拡充	<p>医療技術の進歩等を背景に、NICU(新生児集産科管理室)等に長期入院した後、引き継ぎ人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的な障がい児(退院し、在宅で生活する医療的ケア児)は、主として家族のケアによって支えられています。</p> <p>障がい福祉サービスについては、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、自宅での暮らしを支えるための居宅介護をはじめ、日中の活動を支える生活介護、就労支援などを提供しています。</p> <p>障がい者支援施設については、入所支援や短期入所等のニーズの受け皿として重要な役割を担っており、共同生活援助(グループホーム)などの地域移行も視野に入れながら、設備等の老朽化、自然災害や感染症等に対応できる環境を整備していく必要があります。</p> <p>平成30年4月に改正された障害者総合支援法では、障がい者自らの望む地域生活が営むことができよう、障がい福祉サービスに「自立生活援助」と「就労定着支援」が追加され、生活と就労に対する支援の充実が図られています。</p> <p>今後、地域生活に移行した障がい者への専門的な相談支援や日中活動の場の提供、緊急時の短期入所など、在宅障がい者に対する支援機能の整備が求められています。</p>	<p>○医療的ケア児が、地域において包括的な支援サービスを受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関において連携するとともに、医療的ケア児の支援に関する課題と対応策の検討を行います。</p>	福祉企画課	<p>【発達支援係】</p> <p>医療的ケア児と家族の支援についての検討や情報共有を目的として、保健・医療・保育・教育・福祉等関係機関を参集し、酒田市医療的ケア児連絡会を実施している。令和3年度は1回実施(新型コロナウイルス感染症拡大により書面開催)。</p>	<p>【発達支援係】</p> <p>○医療的ケア児の受け入れ可能な市内放課後等デイサービス事業所は1箇所、生活介護事業所も受け入れが難しい状況である。医療的ケア児がライフステージに合わせた切れ目のない支援を受けられることができれば、既存の事業所へ定員枠や利用の拡大について協議するとともに、放課後等デイサービス事業所及び生活介護事業所の新規設立を希望する個人及び事業所に対し、利用者支援策等の情報を提供し、新規事業所の設立につなげていく必要がある。</p> <p>○医療的ケア児が被災した際に関係機関との連携により迅速に避難し、適切な支援を受けることができるとともに、家族や保健・医療・教育・福祉等関係機関と連携のもと、医療的ケア児災害等時個別避難計画作成に向けて取り組みを行う。</p>
				福祉企画課	<p>【障がい福祉係】</p> <p>現在指定相談支援事業所は市内9事業所とあったが、市内には現在21カ所のグループホームがあり、定員合計1622名となっている。整備が必要な事例もあり、市としての意見調整が必須な事業所等については、令和2年12月に地域生活支援部会、3月の自立支援協議会で、地域の状況・課題等の協議を行った。</p> <p>地域生活支援事業 (R4.3.31現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○意思疎通支援事業 53回 ・利用(派遣)延べ回数 ・手話奉仕員養成講座 受講者24名中、6名修了 ・スタッフ研修 受講者6名 ○日常生活用具給付等事業 申請件数2,767件 (内、ストマ用器具2,685件) ○移動支援事業 589回 ・車両移送型委託分 利用者2名 ・個別支援型 障がい児通所支援車両移送型給付分70回 	<p>【障がい福祉係】</p> <p>計画に沿って、地域の需要と供給のバランスがとれたサービス提供がなされるよう、事業所と連携しながら体制整備の充実を図る必要がある。</p> <p>移行を進めるうえで、今後も整備促進していくべきサービスであるが、地域住民の理解が得られるよう、市としても普及の広報活動も含めながら支援していく必要がある。また、地域生活支援等について、地域生活支援部会等で協議を行い、整備していく。地域生活支援事業として取り組んでいる各種事業においては、一定の成果を上げており、ニーズや必要性を考慮し、新たな事業の取り組みや既存事業については充実し継続実施していく必要がある。</p>

<p>基本目標</p>	<p>重点目標</p>	<p>現状と課題(計画策定時)</p> <p>障がい児支援においては、福祉型児童発達支援センター「はまなし学園」の他に、民間のサービス事業所が、放課後等デイサービスなどを実施しています。地域生活支援事業として、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進を図る「地域活動支援センター事業」、障がい者の田舎な外出や移動の機会を確保する「移動支援事業」、日常生活の支援を図る「移動支援事業」、日常生活の便を支援する「移動支援事業」などの各種事業を実施しています。他にも、「障がい者ほっとくし券」などの事業を支援しています。本市では少子高齢化が急速に進んでいる中、同様に障がい者の高齢化も進展しています。6.5歳を迎えた障がい者は、介護保険制度の原則のため、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行を考慮する必要があります。支援の内容が異なることから、支援に加え、関係機関が必要となることからも、連携して対応する必要があります。また、高齢障がい者の受け入れは全国的な課題であり、高齢障がい者のニーズに適合した施設の質的・量的充実も求められています。</p>	<p>主要な施策(計画策定時)</p> <p>障がい児支援については、児童発達支援センター酒田市はまなし学園の地域支援(保育所等訪問支援、相談支援)などの充実に向けた体制整備や、放課後等デイサービス、医療的ケア児の受け入れ体制、短期入所などの受け入れ体制の拡充に努めます。</p> <p>○施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行</p> <p>「グループホーム」は、施設入所者や精神障がい者の社会的入院の解消等につながる地域移行の受け皿となること、地域住民の理解促進を図りながら整備についての支援を行います。</p> <p>○地域生活支援拠点等の整備</p> <p>日中サービス等のほか、短期入所、相談支援等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備を促進し、障がい者の地域生活を支援します。</p> <p>○地域生活支援事業の充実</p> <p>本市が「地域活動支援センター事業」「移動支援事業」、1日常生活用具給付等事業を継続するとともに、その他の事業についても、引き続き効果的・効率的に実施していきます。</p>	<p>担当課</p> <p>福祉企画課</p>	<p>進捗状況(具体的実施内容)</p> <p>○地域生活支援センター事業 2団体 みづば、酒田市障がい者福祉会</p> <p>○日中一時支援等事業 中止 ・障がい者スポーツ大会 利用者7名 ・点字広報等発行 サービス利用者4名 ・訪問入浴サービス扶助費 (児・若) 利用者7名 ・日中一時支援事業扶助費 (児・若) 利用者4名</p> <p>・障がい者利用者 29名 ・自動車運転免許・改道扶助費等 30名 ・免状の改許4名 ○はまなし学園実働(R3.3~R4.2) ・児童発達支援 延べ人数 339名 ・同利用延べ日数 5,624日 ・同利用延べ日数 42日 ・同利用延べ日数 9名 ・居宅訪問型児童発達支援 延べ人数 1名</p> <p>・同利用延べ日数 1日 ・まつののみ教室 延べ人数 89名 ・同利用延べ日数 221日 ・日中一時支援事業 延べ人数 45名 ・同利用延べ日数 164日</p> <p>○児童発達支援・放課後等デイサービス事業所実績 ・利用者数 124名 ・利用延べ回数 20,386回</p>	<p>課題及び今後の方向性</p> <p>○市内の放課後等デイサービス事業所(10事業所)では、定員を上回る利用実績となっており、新規希望者の受け入れが難しい状況が続いている。また、医療的ケア児の受け入れ可能な事業所が1箇所のみであり、通所先の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>○既存の事業所とも連携を図り、定員枠や利用の拡大について協議するとともに、放課後等デイサービス事業の新規設立を希望する個人及び事業所に対し、利用者ニーズや支援策等の情報を提供し、新規事業所の設立につなげていく必要がある。</p>
<p>現状と課題(計画策定時)</p> <p>高年齢化に際した支援</p> <p>市は、介護サービス計画を作成する介護支援専門員と障がい福祉サービス等利用計画を作成する相談支援専門員との連携強化や、地域包括支援センターにおける高年齢障がい者への総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等に関する協議、権利擁護専門員への支援を行います。また、高年齢障がい者が介護保険施設への入所が適当な場合、支援の引継ぎがスムーズに行われるよう、関係機関と連携を図っていきます。</p>	<p>担当課</p> <p>高齢者支援課</p>	<p>進捗状況(具体的実施内容)</p> <p>○児童発達支援・放課後等デイサービス事業所実績 ・利用者数 124名 ・利用延べ回数 20,386回</p>	<p>課題及び今後の方向性</p> <p>高年齢化に際した支援</p> <p>令和3年度は、市介護支援専門員新任者研修会を行った。地域包括支援センターにおける高年齢障がい者への総合相談、権利擁護事業及び支援困難事例等では、個別ケア会議等で介護支援専門員へのサポートを行った。</p> <p>【高齢者支援課】 65歳以上の高年齢障がい者が増加する中、引き続き、介護支援専門員と相談支援専門員の連携強化や、高年齢障がい者のニーズに適合した支援に努めます。</p>			

<p>基本目標 2 自立や社会参加の推進</p>	<p>重点目標 (1) 教育、療育の充実</p>	<p>現状と課題 (計画策定時) 障がい児がいきいきと成長するためには、早期発見、早期療育をはじめ、発達の段階において、一人ひとりの障がいの特性に応じた教育(保育・療育)を含めて)を行うことが重要になります。また、本人や家族への支援だけでなく、障がいの子どもを育てる親や家族への支援も大切です。 本市においては、発達支援室にて発達に課題のある乳幼児の早期発見と早期発達支援体制を構築し、さらには、一生涯にわたる切れ目のない継続した支援を行う体制を推進しています。 市内保育園等においては、育ちのサポート事業を活用して、個々の質実向上に努めています。 また、保育士の質実向上に努めています。 未就学児については、児童発達支援センター(はまなし学園)が市内区域の早期療育の拠点としての役割を担っており、児童発達支援(まつのみ教室含む)、実施しています。 はまなし学園では看護師を配置しており、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが可能になり、継続的な園内の療育支援により、保護者の負担が軽減されています。 また、外出する事が著しく困難な重症心身障がい児などを対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う居宅訪問型児童発達支援を実施しています。</p>	<p>主要な施策 (計画策定時) ○就学前からの支援の充実 保育前・設定子ども園訪問支援(育ちのサポート事業)を継続し、早期の気づき、適切な発達支援を行います。また、園関係職員(資格向上)に努め、子どもや保護者に適切に対応できる園内体制の整備を支援します。 子どもや保護者の発達支援を高めるために、ピアサポート・トレーニングを実施します。 就学にあたっては、「就学相談会」など関係機関との連携を強化し、小学校への引き継ぎを充実します。 福祉型児童発達支援センター「はまなし学園」において、地域における中核的な支援機関として、専門的な知識・技術に基づき、今後保育所訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、相談支援、発達に心配のある乳幼児に対して、親子での遊びを通して集団生活適応への基礎作りを行う「まつのみ教室」などの充実・強化を図っていきます。</p>	<p>担当課 子育て支援課 健康課 福祉企画課</p>	<p>進捗状況 (具体的実施内容) 【子育て支援課】 子ども園の発達に悩み子育てに難しさを感じる保護者への支援として、また、保育士等が保護者への技術を身につけることを目的として、子ども園の「行動」の各プログラム(研修型)を実施した。 はまなし学園においては、山形県立こども医療センターとの連携により、職員派遣を依頼して研修を実施したほか、療育地域療育連絡会の事例検討会に参加、福祉センター等の受診同行など、医療、福祉、行政と情報共有し、園児の療育に活かすことができた。 また、酒田市立保育園でも実施しているピアサポートプログラム研修で療育に関する支援力向上を図った。 さらには、一時支援事業では、医療的ケアを必要とする小学生1名の放課後と長期休暇の受入れを開始した。</p>	<p>課題及び今後の方向性 【子育て支援課】 令和3年度までは市立保育園の保護者を対象に実施してきた。令和4年度以降は、対象を法人立保育園や認定こども園等すべてに拡大し、保護者に拡大するほか、実施回数を増やすことと、ペアレント・プログラムの普及を図る。 はまなし学園においては、様々な機関との連携により、専門的支援が得られるよう、今後とも研修を重ね、様々なニーズに対応していくことが重要である。 卒園後に放課後等デイサービスの利用を希望しているが、受け入れ先が不足している状況である。</p>	<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		
					<p>【健康課】 健康課、医療機関や療育機関と連携しながら支援を継続する。 【発達支援課】 発達支援に必要とした適切な発達支援を、保護者と園と市が共有しながら、一人ひとりの状況に合わせて個別の発達支援を行い、切れ目なく就学につなげるため、より手立てが必要と考えられる対象に重点を置いていく。健康課保健師による乳幼児健康診査後の経過観察等との個別支援と、療育・医療機関等と連携を図りながら事業を進めることとで、より包括的に配慮していく。</p>		

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
	<p>就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援学級、浜田小学校等に通級指導教室が設置されていることに加え、通常学級においても特別支援教育が行われています。</p> <p>教育相談は、スクールカウンセラーや教育相談員、特別支援教育巡回相談員を配置し行っています。児童・生徒への対応など、相談内容が専門的かつ多岐にわたっています。</p>	<p>○特別支援教育の充実 特別支援教育の充実に向け、教員の専門的研修などによる指導力の向上や特別支援教育巡回相談員などによる指導の一層の充実を図ります。</p> <p>通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒については、集団の中で適切な支援を行っていき必要があるため、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応える教室環境や教材・教員等、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりに努めます。</p> <p>必要に応じ、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成したり、関係機関との連携を進めたりする中で、支援を充実させていきます。</p> <p>庄内地域における各層がいに志じた教育機関の充実について、今後山形県に働きかけしていきます。</p>	<p>○特別支援学級との連携 高等学校教育は、自立して社会生活に移行する前の重要な時期であり、卒業後に福祉的就労も含めた就職ができるよう、関係機関と連携し支援を行っていきます。</p>	<p>学校教育課 福祉企画課</p>	<p>【学校教育課】 特別支援コーディネーター担当を年1回、特別支援学級担当者等を年3回実施し、特別支援コーディネーターの役割や特別支援学級の教育課程の組み方等について研修を行った。特に特別支援学級担当者では、お互いの実践について情報交換したり、実践事例から指導方法について学ぶことなどができた。また、特別支援教育研修会を実施し、障がいのある児童生徒の社会的自立に向けて必要な力を育てる等について研修した。</p> <p>通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒の指導に対しては特別支援教育巡回相談員を派遣し、各事例に応じた指導方法や校内支援体制づくりへの助言を行い、各学校の課題に合わせた相談活動を継続して行っている。また、在学児童生徒相談会や就学等に関する相談を行い、現在の学習状況や進学等について確認したり、就学児に係る情報を早期に入手したりして、小中学校との連携を図っている。（在学生の相談会については、在籍生徒も対象とした。）</p> <p>発達支援関係においては、各学校やその保護者からの相談を受け、相談体制の充実を図っている。</p> <p>また、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通級している児童生徒について、個別の教育支援計画と個別の指導計画作成の義務強化に伴い、作成の徹底を図られ、より確実な引継ぎにつなげられている。平成30年度より、宮野浦小学校にLD/ADHD通級指導教室が設置されている。</p>	<p>【学校教育課】 特別支援教育に関する研修会と相談体制の充実により、継続して指導者の専門性の向上を図る。児童生徒一人一人の素性とニーズに応じた支援ができるよう、継続して相談、指導、助言を行っていく。</p> <p>近年、特別な配慮を要する児童生徒による不登校、問題行動、家庭内問題等のトラブルが各学校に顕著している現状に、指導員が対応したり、学校に対して巡回相談員が助言したりするニーズが増大している。人的支援とともに各関係機関との連携が求められる。</p>
	<p>専門の教育機関としては、酒田特別支援学校のほか、鶴岡高等養護学校、山形盲学校などがあり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた授業が行われ、自立と社会参加に向けた教育が行われています。</p>	<p>【発達支援関係】 育ちのサポート事業に保護者から申し込みがあった場合、各小学校への書面での引継ぎについて意向確認をし、希望があった際は相談経過記録を作成して就学先の小学校に送付している。</p> <p>通年において、各学校や保護者からの相談について、学校教育課と情報共有を図りながら相談体制の充実を図っている。</p>	<p>【発達支援関係】 育ちのサポート事業に保護者から申し込みがあった場合、各小学校への書面での引継ぎについて意向確認をし、希望があった際は相談経過記録を作成して就学先の小学校に送付している。</p> <p>通年において、各学校や保護者からの相談について、学校教育課と情報共有を図りながら相談体制の充実を図っている。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>【発達支援関係】 育ちのサポート事業に保護者から申し込みがあった場合、各小学校への書面での引継ぎについて意向確認をし、希望があった際は相談経過記録を作成して就学先の小学校に送付している。</p> <p>通年において、各学校や保護者からの相談について、学校教育課と情報共有を図りながら相談体制の充実を図っている。</p>	<p>【発達支援関係】 育ちのサポート事業に保護者から申し込みがあった場合、各小学校への書面での引継ぎについて意向確認をし、希望があった際は相談経過記録を作成して就学先の小学校に送付している。</p> <p>通年において、各学校や保護者からの相談について、学校教育課と情報共有を図りながら相談体制の充実を図っている。</p>
				<p>学校教育課</p>	<p>【学校教育課】 原簿生徒の実態にあった教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるよう、市の就学支援の状況や、障がいの状況についてよりきめ細やかに県に伝えていく。また、個々の教育的ニーズに応じた学習環境の提供について継続して県に要望していく。</p>	<p>【学校教育課】 原簿生徒の実態にあった教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるよう、市の就学支援の状況や、障がいの状況についてよりきめ細やかに県に伝えていく。また、個々の教育的ニーズに応じた学習環境の提供について継続して県に要望していく。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
	(2) 雇用・就労の促進	乳幼児期から学齢期、就労期に、それぞれの活動の場に応じた適切な支援を一生にわたって切れ目なく継続させるため、専門性のある相談支援と発達支援ネットワークの拡充を推進することが大切である。	<p>〇生涯を通じた支援の充実 乳幼児期から学齢期、就労期に、それぞれのライフステージの中で、関係機関と連携し、安心して生活できるような支援の充実を図ります。特に、進級や進学に伴って、かかわりのある先生方との情報引き継ぎなどについては、安心して新しい環境に適応できるように、適切な支援を行います。</p> <p>〇障がい者の雇用促進 市内において、支援を行っている事業者等に、障がい者の雇用促進を図ります。また、障がい者の雇用促進に関する法律、事業主は進んで障がい者の雇入れに努めるとともに、法定雇用率に相当する障がい者を雇用しなければならぬこととなつていきます。</p> <p>平成30年4月から、法定雇用率が引き上げられ、法定雇用率に相当する常用労働者4.5、5人以上、上親職の民間企業は、法定雇用率2.2となり、令和3年3月1日から法定雇用率がさらに0.1%引き上げとなっております。</p> <p>その達成に向けて、ハローワークや山形障害者職業センターなどに向けて、「特定求職者雇用開発助成金」や「ジョブコーチ支援事業(※)」などの各種助成制度を実施しています。</p>	福祉企画課	<p>【発達支援係】 生涯を通じた一貫した情報連携と支援体制の充実などのセンター的機能をもつ福祉企画課発達支援係を配置し、発達支援係に専門的に対応できる体制を構築している。</p>	<p>【発達支援係】 全ての年代を対象に支援を行っているが、相談件数の増加によりタイムリーな対応が困難になりつつあり、関係機関との協力を得て対応する必要がある。</p>
			<p>【障がい者の雇用促進】 市内において、支援を行っている事業者等に、障がい者の雇用促進を図ります。また、障がい者の雇用促進に関する法律、事業主は進んで障がい者の雇入れに努めるとともに、法定雇用率に相当する障がい者を雇用しなければならぬこととなつていきます。</p> <p>平成30年4月から、法定雇用率が引き上げられ、法定雇用率に相当する常用労働者4.5、5人以上、上親職の民間企業は、法定雇用率2.2となり、令和3年3月1日から法定雇用率がさらに0.1%引き上げとなっております。</p> <p>その達成に向けて、ハローワークや山形障害者職業センターなどに向けて、「特定求職者雇用開発助成金」や「ジョブコーチ支援事業(※)」などの各種助成制度を実施しています。</p>	福祉企画課	<p>【発達支援係】 生涯を通じた一貫した情報連携と支援体制の充実などのセンター的機能をもつ福祉企画課発達支援係を配置し、発達支援係に専門的に対応できる体制を構築している。</p>	<p>【発達支援係】 全ての年代を対象に支援を行っているが、相談件数の増加によりタイムリーな対応が困難になりつつあり、関係機関との協力を得て対応する必要がある。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
	<p>酒田管内の障がい者雇用率は2.31%（令和元年6月1日現在）と、全国の2.11%、山形県の2.09%を上回っており、達成企業の割合も60.80%（76社/125社中）となっている。</p> <p>障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあることから、引き続き、事業所等における障がい者雇用・就労への理解を深めるとともに、障がい者の職業能力を高めて、雇用の拡大を図っていく必要がある。</p>	<p>一方、障がい者の状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、福祉的就労として、就労移行支援や就労継続支援などを通して、職業知識や能力の向上への支援が行われています。しかしながら、就労移行支援の実績について地域間・事業所間に大きな差が生じています。また、工賃向上に向けて「障がい者ババザ」等に取り組みますが、平成30年度に就労継続支援「非雇用型」事業所を令和2年度目標工賃月額13,900円に引き上げ、本市は月額8,330円（平成30年度実績）となっており、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、十分な水準とはなっていません。</p> <p>障がい者の生活保障としては障害年金を中心に、重度障がい者については特別障害者手当や障害基礎年金、重度障がい児については障害児福祉手当や特別児童扶養手当などが支給されていますが、所得確保に向けさらさらには就労支援など関係機関の連携による支援が必要です。</p>	<p>○雇用への理解促進 障がい者雇用について、事業主の理解を深め雇用につなげるため、法定雇用率や各種助成制度についての周知を図ります。</p> <p>平成28年に開催されたアピリンピック山形大会のレガシーを引き継ぎ、障がい者の職業能力に対する理解を進め、雇用の促進を図ります。</p>	<p>商工港湾課 福祉企画課</p>	<p>【商工港湾課】 9月の障がい者雇用支援月間にあわせ、市広報「私の街さかた（9月1日号）」への記事掲載を通じて、「障がい者雇用促進法」の内容及び賃金に関する障がい者雇用率を紹介し、障がい者の雇用について啓発した。また、障がい者雇用を促進する下記の助成や支援制度を周知した。 ①特定求職者雇用開発助成金（障がい者トライアルコース） ②トリアル雇用助成金（障がい者トライアルコース） ③職場復帰支援助成金 ④ジョブウォーカー支援</p>	<p>【商工港湾課】 市広報への記事掲載等を実施するほか、障がい者の職業を通して社会参加について理解が深まるように努めている。</p>
	<p>一方、障がい者の状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、福祉的就労として、就労移行支援や就労継続支援などを通して、職業知識や能力の向上への支援が行われています。しかしながら、就労移行支援の実績について地域間・事業所間に大きな差が生じています。また、工賃向上に向けて「障がい者ババザ」等に取り組みますが、平成30年度に就労継続支援「非雇用型」事業所を令和2年度目標工賃月額13,900円に引き上げ、本市は月額8,330円（平成30年度実績）となっており、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、十分な水準とはなっていません。</p> <p>障がい者の生活保障としては障害年金を中心に、重度障がい者については特別障害者手当や障害基礎年金、重度障がい児については障害児福祉手当や特別児童扶養手当などが支給されていますが、所得確保に向けさらさらには就労支援など関係機関の連携による支援が必要です。</p>	<p>○福祉的就労への支援 市内地域障がい者就労活動活性化協議会等による関係機関等のネットワークを活用し、一般就労に結びつくよう、実績のある就労移行支援事業所による研修など、就労支援員の資質向上に努めます。</p> <p>障がい者優先調達推進法に基づき、本市の毎年度の調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの優先調達を推進します。</p> <p>農福連携・林福連携など、国・県の取組み等の情報提供を行い、また、市役所でのバザーの定期的な開催や、市内に開設しているカフェ「えーる」の利用・販路の拡大、ふるさと納税返礼品への登録の呼びかけを行うなど、市が積極的に協力して、障がい者就労支援を図ります。</p>	<p>福祉企画課</p>	<p>【障がい福祉係】 市内には、福祉的就労として就労継続支援事業B型は17事業所、就労移行支援事業A型は2事業所ある。就労継続支援事業A型は1事業所であったが、令和3年9月末で撤退し、市内にA型事業所がなくなった。庄内障がい者就業・生活支援センター（かでの）では、一般就労のための実習などに取り組んでいる。</p> <p>また、商品PRイベントとして、令和3年度は市役所内での「障がい者ババザ」を行って2回、新型コロナウイルス感染症のより例年4回のところ2回の開催となった。市庁舎1階バリエーションスペースに障がい者支援カフェ「えーる」を開設し、障がい者の就労支援に取り組んでいる。</p>	<p>【障がい福祉係】 福祉的就労における工賃は山形県が全国最下位であり、県内でも庄内地区が最も低い状況にある。県や庄内障がい者就業・生活支援センター（かでの）と連携し、農福連携・林福連携など国・県の取組み等の情報提供を行っていく。さらに、市役所でのバザーの定期的な開催やカフェ「えーる」の利用・販路拡大、ふるさと納税返礼品への登録の呼びかけなどの支援を行う。</p>	

基本目標	重点目標 (3) スポーツ・レクリエーション及び文化、芸術活動の振興	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
	<p>スポーツ・レクリエーション及び文化、芸術活動は、障がい者の生きがいと生活を豊かにし、また、機能訓練や社会参加意欲にもつながる重要なものです。</p> <p>障がい者スポーツについては、平成31年3月に策定したスポーツ推進計画で、障がいのある人の運動習慣の推進にスポーツを楽しむことができよう、関係機関・団体と連携しながら、障がい者のスポーツ活動を推進していきます。</p> <p>スポーツ・レクリエーション活動としては、酒田市障がい者福祉社会とともに「障がい者スポーツ大会」を開催しています。また、スベニヤンヤンオリンピック・山形酒田プロリーグとしてボウリング、水泳が行われています。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、障がい者としての障がい者スポーツに関心が高まっております。その一層の普及と競技力の向上が期待されています。</p> <p>酒田市文化芸術基本条例及び文化芸術推進計画に基づき「社会包摂と育成」の方針のもと、優れた芸術を鑑賞する機会や文化活動を行う場所の提供を行うなど、障がい者の文化芸術活動の充実を図っていきます。</p> <p>文化・芸術活動として、市身体障害者福祉センターにおいて、カラオケ、書道、パソコンなどの各教室が開催されており、文化祭においては作品展示や発表会が行われています。また、精神障がい者が病院作業療法等で作成した作品の作品展も開催されています。</p> <p>各障がい者施設においても、機能訓練の一貫である創作活動等として作成した作品が当該施設のギャラリー等に展示されているほか、各種レクリエーションやイベントが行われ、地域との交流を深めるなど社会参加につながっています。</p>	<p>OSスポーツ・レクリエーションの振興</p> <p>「障がい者スポーツ大会」及び「障がい者経歴スポーツ大会」等について、継続して実施していくとともに、スベニヤンヤンオリンピック活動について支援します。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がい者の参加を促進するため、障がい者スポーツについての情報を収集しながら、活動に努めます。</p> <p>○文化、芸術活動の振興</p> <p>障がい者の文化・芸術活動を振興するため、活動支援センター等の各種教室を推進することも、総合センター等の生涯学習事業参加への支援を行います。</p> <p>また、障がい者などへの細かい配慮を行う「いろいろな展」など、すぐれた芸術を鑑賞する機会や、文化活動を行う場の提供を行うとともに、各種イベントの周知を図ります。</p>	<p>スポーツ振興課</p> <p>○令和3年度に開催した第4回ユニークスポーツ大会(主催:酒田市障がい者スポーツ大会)で実施されている種目を開催した(カローリング1競技)。</p> <p>○第8回酒田市スポーツ推進委員会研究協議会では、パラリンピック出場を目指している義足アスリートへの講演及び義足体験会を実施した。</p> <p>○光ヶ丘グループでは、障がいのある幼児(年年以上)から小学6年生までの親子を対象とした「キッズパラクラス」の講座を行っており、令和3年度は7組(延べ196名)の参加があった。</p>	<p>スポーツ振興課 社会教育文化課 福祉企画課</p>	<p>【スポーツ振興課】 ○令和3年度は、引き続き次の4つの施策を掲げ取り組んでいく。①障がい者スポーツの理解を広める、②障がい者スポーツの環境づくり(場の確保・種目の普及)、③障がい者スポーツ指導者資格の取得、④地域団体・競技団体との連携・協力。</p> <p>障がい者の参加を促すために、より一層の周知と推進を行う。障がい者スポーツについての情報を収集しながら、活動に対する理解を深めるとともに、酒田市障がい者福祉社会や山形県障がい者スポーツ協会と連携・協力し、障がい者が継続して活動できるように支援していく。</p>	<p>【社会教育文化課】 令和3年度はコロナ禍の影響により来場者数が減少したが、酒田市文化芸術基本条例及び酒田市文化芸術推進計画に基づき「社会包摂と育成」の方針のもと、今後市内の障がい者団体、社会福祉協議会など他団体と協力をしながら、広く市民に多様なアートの魅力を発信する場やアートを鑑賞する機会を提供していく。</p> <p>【社会教育文化課】 本市在住の障がいのある方の絵画や書道など幅広いジャンルの作家 佐藤真生さんと障がいのある方々との共同作品(夢筆壇)を展示する「いろいろな展」を出羽遊心館で実施し約650人が来場した。また、コンラッドラバーダンサー中村春氏による酒田特別支援学校でのダンスワークショップも実施し、生徒・教職員含め89人が参加した。</p> <p>【障がい福祉係】 障がい者スポーツ大会、新型コロナウイルス感染症により令和3年度は中止した。</p>

基本目標 3 安全で安心して生活できるまちづくり	重点目標 (1) バリアフリー、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	現状と課題(計画策定時) 障がい者、高齢者をはじめとして、女性や児童、外国人等すべての人が安全で安心して生活できるまちづくりが重要な課題です。そのため、建築物の段差を取り除くなどバリアフリーやユニバーサルデザインによる(すべての人にやさしい)まちづくりの推進が重要です。「高齢者、障害者等移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基づき、障がい者や高齢者などが多く利用する施設や公共交通機関のバリアフリーを総合的に進めています。	主要な施策(計画策定時) 〇福祉のまちづくりの推進 「バリアフリー新法」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、市民、事業者への理解と周知に努め、市民全体としての機運の醸成を図ります。	担当課 建築課	進捗状況(具体的実施内容) 【建築課】市ホームページにおいて、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいた環境整備に努めるように理解を求め、バリアフリーやユニバーサルデザインとの推進について周知に努めている。	課題及び今後の方向性 【建築課】法的規制から外れる義務化対象外の建築物については、状況把握が困難である。引き続き、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいた環境整備に努めるように理解を求め、市民への周知に努める。
		<p>本市の各公共施設においても、これに適合させて既存建築物の段差解消、施設入口のスロープ設置、障がい者用トイレや障がい者用駐車スペースなどの整備が進められており、新しい公共施設では、建設段階からユニバーサルデザインの考え方に立って整備を行っています。</p> <p>道路や公園の改修に合わせて、歩行空間のバリアフリー化を促進し、歩道と車道との段差が大きい交差点について段差の解消を図っています。</p>	<p>〇公共施設のバリアフリー 障がい者や高齢者などが多く利用する公共施設やバリアフリーを推進します。既存の公共の建物については、玄関の段差解消や自動ドアの設置、障がい者用トイレの新設など、施設ごとのニーズに合わせた整備を努めています。</p> <p>道路については、改良に合わせて、段差が少なく広い歩道や点字ブロックの整備を推進するとともに、自転車、看板、商品陳列などで歩行の障がいとならないよう、道路利用者のモラルを高める啓発に努めます。</p> <p>大規模な公園については、施設の改修に合わせて、トイレ出入口のスロープ化や階段等への手摺設置、障がい者用トイレ、障がい者用駐車スペース等の整備を推進します。</p> <p>公営住宅の対応住宅整備などバリアフリーを推進します。</p>	<p>建築課 土木課 整備課</p>	<p>【土木課】令和3年度建築課受託工事における既存施設のバリアフリー化として以下の整備を行う。 ・第六中学校：多目的トイレの整備 ・日向コミュニティセンター：多目的トイレの整備 ・旧新築小橋：多目的トイレの整備及び階段手摺の設置</p>	<p>【土木課】一定規模の新築又は増築については、バリアフリーの整備が義務化となるが、既存施設については、改修計画の際に、ニーズを確認しながら、改修が可能なものから随時整備を進める必要がある。 市営住宅の改修計画は当面なし(アパルトメントの段差解消は構造的に困難)。</p>
		<p>不特定多数が利用する民間の建築物についても、バリアフリー化が進んでおり、一般の住宅への改修工事への助成制度を実施しています。</p>	<p>〇民間建築物のバリアフリー 不特定多数が利用する民間建築物についても、バリアフリーについての理解促進を図ります。 一般住宅への助成制度について、パンフレットや市ホームページへの掲載をして周知を行います。利用促進を図ります。</p>	<p>建築課</p>	<p>【建築課】不特定多数が利用する民間建築物は、新バリアフリーにおいて一定規模の特別特定建築物を建築する場合には基準への適合が義務付けられている。 住宅リフォーム支援事業(建築課)では、一般住宅のバリアフリー工事に対しては、一般住宅を行って助成を行っている。</p>	<p>【整備課】既存の歩道の多くは、歩行者等の安全性を確保するため、車道より一段高く整備されており、その全てを改修することは、多額の費用を要するため困難な状況である。今後、道路改修に合わせて、歩道と車道の段差緩和に取り組みよう努める。</p>
				<p>建築課</p>	<p>【建築課】一般住宅を対象とした各種住宅助成制度について、今後も総合的なパンフレットを継続して作成し、市民や施工者への周知に努め、利用促進を図る。</p>	

基本目標	重点目標	現状と課題(計画策定時)	主要な施策(計画策定時)	担当課	進捗状況(具体的実施内容)	課題及び今後の方向性
		<p>移動面においては、公共交通機関としての「るんるんバス」は、車いす対応の低床バスを導入しており、民間でも同様のバスが導入されています。ほっとしサービス事業でのタクシードライバーや地域生活支援事業で外出時の移動支援などを行っており、今後とも福祉のまちづくりを総合的に推進していく必要ががあります。</p>	<p>○移動、交通手段のバリアフリー 「るんるんバス」車両については、更新に合わせて、車いす対応した低床バスの導入を継続します。また、酒田市障がい者福祉会によるリフト付きバスを引き続き運行し、各種教室、医療機関や障がい者団体の研修会等への移動支援を継続します。 酒田市乗合バス及び酒田市乗合タクシードライバーの100円減額、ほっとし券によるタクシードライバーの利用や移動支援などの助成を継続するとともに、効果的・効率的に事業が展開されるよう実施してまいります。本市では、福祉タクシードライバー(高齢者や障がい者、歩行困難な方が対象)や介護タクシードライバー(要介護認定を受けている方が対象)を提供しているタクシードライバー事業者があります。</p>	<p>都市デザイン課 福祉企画課</p>	<p>【都市デザイン課】 るんるんバス車両では、市街地を運行する毎日の運行の路線において、車いす対応した低床バスを導入している。また、令和4年8月からの路線改編に合わせて、新規に車いす対応の低床バスを取得する。</p> <p>【障がい福祉係】 屋外での移動が困難な障がい者、または障がい者に対して外出のため以下のようないしは支援を行っている。 ○移動支援事業 ・車両移送型 589回 ・個別移送型 利用者2名 ・障がい見通所支援車両移送型給付分 70回</p>	<p>【都市デザイン課】 車いすに对应した低床バスへの更新を基本とする。ただし、バス路線網の中には使用できる車両に制限がある道路が含まれるため、更新時の運行状況などに応じて判断する。</p> <p>【障がい福祉係】 移動支援個別支援型(ガイドヘルパー)の利用者は、現在2名であるが、障害福祉サービスによる視覚障がい者の外出支援を行う「同行支援」を利用できないなど移動に支援を要する方へサービス提供がないよう助成の継続が必要である。</p>
		<p>また、本市は令和3年に延期された東京2020オリンピック・パラリンピックス大会におけるユニバーシティ・パラスポーツ大会のホストタウンとして登録されるとともに、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」などの共生社会の実現に向けた取り組みを実施する自治体「共生社会ホストタウン」に登録され、大会以降もその実現を目指しています。</p>	<p>○バリアフリー情報の共有 東京2020オリンピック・パラリンピックス競技大会を契機に、「観光バリアフリー」を推進するたため、一般社団法人・ウィローマリアアフリールー「WheelLog」を活用したバリアフリーマップの制作など、バリアフリー情報の共有と更新を進め、障がい者が外出しやすき環境づくりを進めてまいります。</p>	<p>交流観光課</p>	<p>【交流観光課】 ①厚木市と連携したニューラジアン車いすラグビー代表チームとの交流事業 酒田市と厚木市の高校生が一緒にラグビートームとホストタウンで交流した。 ②映画「梅切らぬバカ」鑑賞会の開催 約900人が参加 ③酒田市民会館研究協議会に おけるバリアフリー推進委員会及び講演会の実施 義足アスリートとの交流、講演を通じて心のユニバーサルを推進。30人参加</p>	<p>【交流観光課】 ホストタウン推進協議会は3年度で解散したが、関係課と連携しながら、レガシーとして引き続き下記の事業に取り組みしていく。 (1)ニューラジアン車いすの ①心のバリアフリー ②バリアフリー観光 ③パラスポーツと共生社会</p>

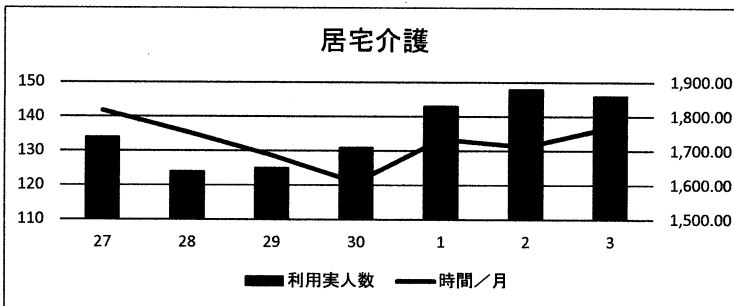
<p>基本目標</p>	<p>重点目標 (2) ボランティア活動の促進</p>	<p>現状と課題(計画策定時) 障がいのある人も共にも生活し活動できる社会を実現するためには、家族やカーナビ提供事業など、行政の支援だけでなく、ボランティア活動など地域社会のあり方が重要です。 本市は、「公益発祥の地」として、古くから他を思いやる心が育まれており、ボランティア・公益活動センター(社会福祉協議会に運営委託)や、ボランティアネットワーク協議会、東北公益文科大学などで、ボランティア活動を進め、様々なボランティア活動がみられます。 福祉関係団体等からのボランティアの依頼が増える中、特に、聴覚障がい者からの手話や要約筆記の派遣要望が多くなっており、手話奉仕員養成を目的とした手話教室を実施しています。 市障がい者スポーツ大会ではボランティアによる加盟団体等のボランティアによるボランティア活動が行われています。 さらに、社会福祉協議会では、自治会、民生・児童委員、福祉協力員を協力を得て、地域での支え合い、見守りネットワーク等を推進する「新・草の根事業」としてのボランティア活動が行われています。</p>	<p>主要な施策(計画策定時) ○ボランティア活動の促進 地域でのボランティア活動を促進するため、ボランティア・公益活動センター「ボランティアの発祥の地」により社会福祉協議会が運営するボランティア・公益活動センターの連携を強化する等ととも、市民へのボランティアに関する啓発・情報提供に努めます。また、社会福祉協議会や学区・地区社会福祉協議会における「新・草の根事業」を推進します。 障がい種別により支援も特徴があるため、手話、要約筆記、点訳、音訳など、障がい種別に応じたボランティアの派遣やその指導者の育成を図ります。</p>	<p>担当課 まちづくり推進課 福祉企画課</p>	<p>進捗状況(具体的実施内容) 【まちづくり推進課】 ボランティア活動推進のための主な施策の進捗状況は以下のとおり。 ○ボランティア・公益活動センター (R4.3月未現在) ・登録団体/140団体 ・ボランティア利用者数/3,153人 ・情報提供/市広報、市HP、電子メール、SNS、交流ひろば掲示板などで随時発信 ※R3には心ががらみによる発信を開始 ○公益活動支援補助金 (R3) ・趣旨/公益のまちづくりに関する活動を促進する ・交付事業数/8事業 ※R3に制度を見直し、より新規団体の創出を支援するメニューに変更した。 ○夏のボランティア体験事業 ・趣旨/学校の夏休み期間等を利用して、ボランティア団体や福祉施設等でのボランティアを募集する。 ・参加者数/5団体 ○ボランティアコーディネーションカ3級検定の実施 ・趣旨/市民のボランティアについての理解、向上を図る。 ・毎年1回開催 ・検定の事前・事後学習会も開催し、更なる理解促進に努めた。</p>	<p>課題及び今後の方向性 【まちづくり推進課】 ボランティア・公益活動センター(ボランティアサポートさかた)による情報発信やコーディネートによって、新規団体の登録等一定の成果を得られていると思いが、更なるボランティア活動の促進のため、情報発信の充実や機能拡充を検討していく。 市民による自発的な公益活動の新規創出を支援するとともに、公益活動団体同士の連携や市民参加の促進を図り、持続可能な公益活動について効果を検証し、適切な補助制度についても検討する。 夏のボランティア体験事業や、ボランティアコーディネーションカ3級検定の開催等も引き続き実施し、市民のボランティア活動の促進や意識醸成を図る。</p>
<p>基本目標</p>	<p>重点目標</p>	<p>現状と課題(計画策定時)</p>	<p>主要な施策(計画策定時)</p>	<p>担当課</p>	<p>進捗状況(具体的実施内容)</p>	<p>課題及び今後の方向性</p>

基本目標	重点目標 (3) 防犯対策の推進、消費者のトラブルの防止	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方向性
	<p>障がい者が被害に巻き込まれることがないよう体制を整備することが重要である。東日本大震災では、多くの命が失われたが、障がい者や高齢者の被害は被災地住民全体の死亡数の約2倍と報告されています。高齢者や障がい者等に対する配慮を要する者等については、情報伝達、避難生活等、様々な場面で対応が十分であったと指摘されています。また、近年の異常気象による被害や、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行など、日常生活を送るうえで継続した対策や備えが必要になります。本市においては、災害時要援護者（高齢者や障がい者など）の自力で避難することが困難な方（個別計画）の整備、福祉避難所の設置など、災害弱者となる障がい者や高齢者の防災、避難対策を進めています。</p> <p>避難行動要援護者（要配慮者）のうち災害時の避難に特に支援を要する人の避難支援が大きな役割を担うことから、その基礎となる自主防災組織の設立を促し、地域の実情に合わせた研修や訓練を行う必要があります。障がい者の支援施設については、老朽化した設備や防災のための改修を行う必要があります。</p>	<p>○防災体制の確立 災害時における障がい者や高齢者の安全を確保するため、避難行動要援護者名簿の整備を行い、災害時要援護者台帳（個別計画）を充実させ、災害時には行政、消防、消防団等が連携し、情報共有することにより、障がい者等の避難誘導や安全確認がとれる体制づくりを推進します。</p> <p>要配慮者への支援については、地域における自主防災活動が重要であるため、自治会ごととの研修、訓練の設立を促し、地域の実情に合わせた研修や訓練の実施を図ります。</p>	<p>○消費者トラブルの防止 障がいのある人が消費者トラブルや身近な犯罪に巻き込まれず安心して暮らせるよう、防犯広報や出前講座等により今後も啓発に努めます。</p> <p>民生・児童委員や防犯協会、警察との連携により、声かけや見守りなど各種防犯対策を推進します。</p>	<p>まちづくり推進課 福祉企画課</p>	<p>【危機管理課】 ・自主防災組織の組織率100%を目指す。 ・従来の出前講座に加えて自主防災組織はもとより、学校、PTA、婦人組織、愛好会などの地域に密着した組織を対象に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけるとともに、市総合防災訓練への参加を促し、市民の幅広い防災知識の向上に努めながら、要配慮者の避難支援等を図っていく必要がある。 ・コミュニティセンターを策定しており、マニュアルを活用した災害時の円滑な避難所運営と地域支援を行う必要がある。 【地域福祉係】 ・防災、福祉の連携による避難行動要援護者の個別避難計画作成を推進する。 ・災害時要援護者避難支援事業では、今後とも台帳整備を促進するとともに、防災訓練等における台帳の活用促進や、個別避難計画の充実など、災害時に即した対応が図られるよう進めていく必要がある。</p>	<p>【危機管理課】 ・自主防災組織の組織率100%を目指す。 ・従来の出前講座に加えて自主防災組織はもとより、学校、PTA、婦人組織、愛好会などの地域に密着した組織を対象に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけるとともに、市総合防災訓練への参加を促し、市民の幅広い防災知識の向上に努めながら、要配慮者の避難支援等を図っていく必要がある。 ・コミュニティセンターを策定しており、マニュアルを活用した災害時の円滑な避難所運営と地域支援を行う必要がある。 【地域福祉係】 ・防災、福祉の連携による避難行動要援護者の個別避難計画作成を推進する。 ・災害時要援護者避難支援事業では、今後とも台帳整備を促進するとともに、防災訓練等における台帳の活用促進や、個別避難計画の充実など、災害時に即した対応が図られるよう進めていく必要がある。</p>
	<p>障がい者は高齢者とともに、振り込み詐欺などの消費者トラブルの被害に遭うおそれがあり、市民相談室や消費生活センターでの相談活動をはじめ民生・児童委員や防犯協会、警察と連携しながら、地域での防犯活動を実施しています。</p>	<p>要配慮者への支援については、地域における自主防災活動が重要であるため、自治会ごととの研修、訓練の設立を促し、地域の実情に合わせた研修や訓練の実施を図ります。</p>	<p>【地域福祉係】 ・災害時要援護者避難支援事業において、自治会等の協力を得て要援護者と避難支援者を登録した個別台帳の整備を行っており、積極的な自治会では要援護者台帳を活用した防災訓練も行われている。</p>	<p>まちづくり推進課 福祉企画課</p>	<p>【危機管理課】 ・自主防災組織の組織率100%を目指す。 ・従来の出前講座に加えて自主防災組織はもとより、学校、PTA、婦人組織、愛好会などの地域に密着した組織を対象に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけるとともに、市総合防災訓練への参加を促し、市民の幅広い防災知識の向上に努めながら、要配慮者の避難支援等を図っていく必要がある。 ・コミュニティセンターを策定しており、マニュアルを活用した災害時の円滑な避難所運営と地域支援を行う必要がある。 【地域福祉係】 ・防災、福祉の連携による避難行動要援護者の個別避難計画作成を推進する。 ・災害時要援護者避難支援事業では、今後とも台帳整備を促進するとともに、防災訓練等における台帳の活用促進や、個別避難計画の充実など、災害時に即した対応が図られるよう進めていく必要がある。</p>	<p>【危機管理課】 ・自主防災組織の組織率100%を目指す。 ・従来の出前講座に加えて自主防災組織はもとより、学校、PTA、婦人組織、愛好会などの地域に密着した組織を対象に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけるとともに、市総合防災訓練への参加を促し、市民の幅広い防災知識の向上に努めながら、要配慮者の避難支援等を図っていく必要がある。 ・コミュニティセンターを策定しており、マニュアルを活用した災害時の円滑な避難所運営と地域支援を行う必要がある。 【地域福祉係】 ・防災、福祉の連携による避難行動要援護者の個別避難計画作成を推進する。 ・災害時要援護者避難支援事業では、今後とも台帳整備を促進するとともに、防災訓練等における台帳の活用促進や、個別避難計画の充実など、災害時に即した対応が図られるよう進めていく必要がある。</p>
	<p>障がい者が被害に巻き込まれることがないよう体制を整備することが重要である。東日本大震災では、多くの命が失われたが、障がい者や高齢者の被害は被災地住民全体の死亡数の約2倍と報告されています。高齢者や障がい者等に対する配慮を要する者等については、情報伝達、避難生活等、様々な場面で対応が十分であったと指摘されています。また、近年の異常気象による被害や、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行など、日常生活を送るうえで継続した対策や備えが必要になります。本市においては、災害時要援護者（高齢者や障がい者など）の自力で避難することが困難な方（個別計画）の整備、福祉避難所の設置など、災害弱者となる障がい者や高齢者の防災、避難対策を進めています。</p> <p>避難行動要援護者（要配慮者）のうち災害時の避難に特に支援を要する人の避難支援が大きな役割を担うことから、その基礎となる自主防災組織の設立を促し、地域の実情に合わせた研修や訓練を行う必要があります。障がい者の支援施設については、老朽化した設備や防災のための改修を行う必要があります。</p>	<p>○消費者トラブルの防止 障がいのある人が消費者トラブルや身近な犯罪に巻き込まれず安心して暮らせるよう、防犯広報や出前講座等により今後も啓発に努めます。</p> <p>民生・児童委員や防犯協会、警察との連携により、声かけや見守りなど各種防犯対策を推進します。</p>	<p>【地域福祉係】 ・災害時要援護者避難支援事業において、自治会等の協力を得て要援護者と避難支援者を登録した個別台帳の整備を行っており、積極的な自治会では要援護者台帳を活用した防災訓練も行われている。</p>	<p>まちづくり推進課 福祉企画課</p>	<p>【危機管理課】 ・自主防災組織の組織率100%を目指す。 ・従来の出前講座に加えて自主防災組織はもとより、学校、PTA、婦人組織、愛好会などの地域に密着した組織を対象に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけるとともに、市総合防災訓練への参加を促し、市民の幅広い防災知識の向上に努めながら、要配慮者の避難支援等を図っていく必要がある。 ・コミュニティセンターを策定しており、マニュアルを活用した災害時の円滑な避難所運営と地域支援を行う必要がある。 【地域福祉係】 ・防災、福祉の連携による避難行動要援護者の個別避難計画作成を推進する。 ・災害時要援護者避難支援事業では、今後とも台帳整備を促進するとともに、防災訓練等における台帳の活用促進や、個別避難計画の充実など、災害時に即した対応が図られるよう進めていく必要がある。</p>	<p>【危機管理課】 ・自主防災組織の組織率100%を目指す。 ・従来の出前講座に加えて自主防災組織はもとより、学校、PTA、婦人組織、愛好会などの地域に密着した組織を対象に防災訓練や研修会などの企画実施を働きかけるとともに、市総合防災訓練への参加を促し、市民の幅広い防災知識の向上に努めながら、要配慮者の避難支援等を図っていく必要がある。 ・コミュニティセンターを策定しており、マニュアルを活用した災害時の円滑な避難所運営と地域支援を行う必要がある。 【地域福祉係】 ・防災、福祉の連携による避難行動要援護者の個別避難計画作成を推進する。 ・災害時要援護者避難支援事業では、今後とも台帳整備を促進するとともに、防災訓練等における台帳の活用促進や、個別避難計画の充実など、災害時に即した対応が図られるよう進めていく必要がある。</p>

【居宅介護】

【内容】
ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。

【対象】
区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	116	112	108	149	152	155
時間/月	1,405.00	1,258.00	1,126.00	1,699.00	1,682.00	1,666.00
利用延時間	16,860.00	15,096.00	13,512.00	20,388.00	20,184.00	19,992.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	134	124	125	131	143	148	146		
時間/月	1,817.50	1,754.83	1,687.29	1,608.46	1,734.42	1,712.27	1,769.27		
利用延時間	21,810.00	21,058.00	20,247.50	19,301.50	20,813.00	20,547.25	21,231.25		
利用施設数	13	10	10	8	7	7	7		

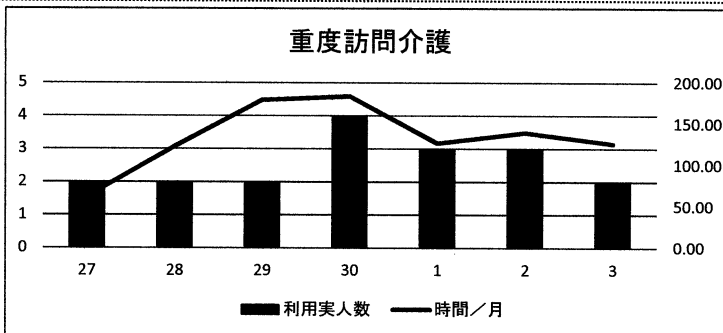
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	92.5%	100.8%	104.8%	109.2%	103.5%	98.6%	101.6%
時間/月	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	103.3%	99.7%
利用延時間	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	103.3%	99.7%
利用施設数	—	76.9%	100.0%	80.0%	87.5%	100.0%	100.0%	90.7%

3年度の実績	利用実人数は前年度とほぼ同様でしたが、利用延時間は増加している。人数はあまり変わらないが、知的障がい、精神障がいのある方で支援が必要な方が増えた結果、利用延時間が増加したと捉えている。
その他	

【重度訪問介護】

【内容】
重度の障がい者にヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。

【対象】
区分4以上。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	3	4	4	4	5	6
時間/月	180.00	240.00	240.00	143.00	151.00	160.00
利用延時間	2,160.00	2,880.00	2,880.00	1,716.00	1,812.00	1,920.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	2	2	2	4	3	3	2		
時間/月	62.17	123.21	179.18	183.71	126.96	139.50	126.17		
利用延時間	746.00	1,478.50	2,150.20	2,204.50	1,523.50	1,674.00	1,514.00		
利用施設数	2	2	3	3	2	2	1		

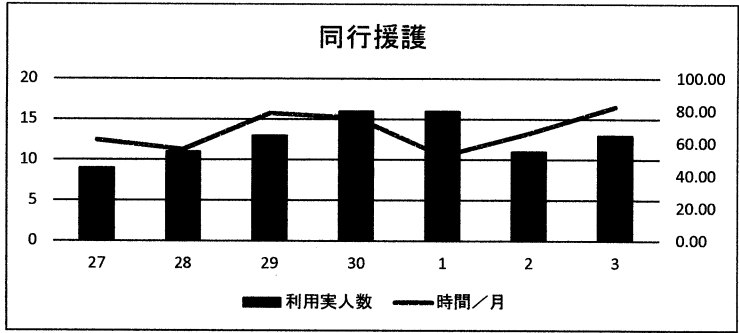
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	200.0%	75.0%	100.0%	66.7%	106.9%
時間/月	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	90.4%	119.3%
利用延時間	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	90.4%	119.3%
利用施設数	—	100.0%	125.0%	120.0%	66.7%	100.0%	50.0%	93.6%

3年度の実績	利用者が前年度より減少し、利用延べ時間も減少している。
その他	

【同行援護】

【内容】
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

【対象】
独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上。



				30	1	2	3	4	5
利用実人数				13	14	15	18	21	21
時間/月				78.00	84.00	90.00	54.00	55.00	56.00
利用延時間				936.00	168.00	180.00	648.00	660.00	672.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	9	11	13	16	16	11	13		
時間/月	62.29	56.29	78.67	75.92	52.38	66.25	82.50		
利用延時間	747.50	675.50	944.00	911.00	628.50	795.00	990.00		
利用施設数	6	8	7	4	5	5	3		

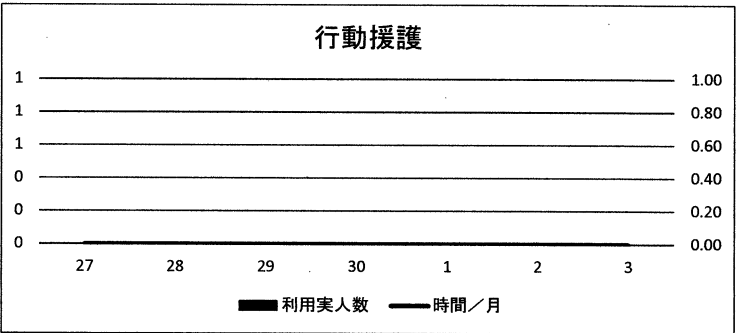
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	122.2%	118.2%	123.1%	100.0%	68.8%	118.2%	108.4%
時間/月	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	124.5%	107.8%
利用延時間	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	124.5%	107.8%
利用施設数	—	133.3%	87.5%	57.1%	125.0%	100.0%	60.0%	93.8%

3年度の 実績	利用実人数、利用延時間ともに前年度より増加している。前年度のコロナ禍による活動自粛が軽減されたと考えている。
その他	

【行動援護】

【内容】
知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。

【対象】
区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	2	3	1	2	3
時間/月				4.00	8.00	12.00	4.00	8.00	12.00
利用延時間				48.00	96.00	144.00	48.00	96.00	144.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		
時間/月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0		

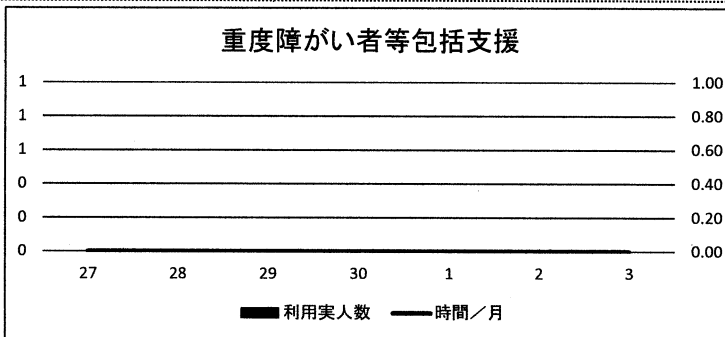
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—
時間/月	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—

3年度の 実績	利用実績なし
その他	

【重度障がい者等包括支援】

【内容】
常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【対象】
区分6でこれに相当する状態の障がい児含む。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	1	1	1	1	1
時間/月				240.00	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00
利用延時間				2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		
時間/月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0		

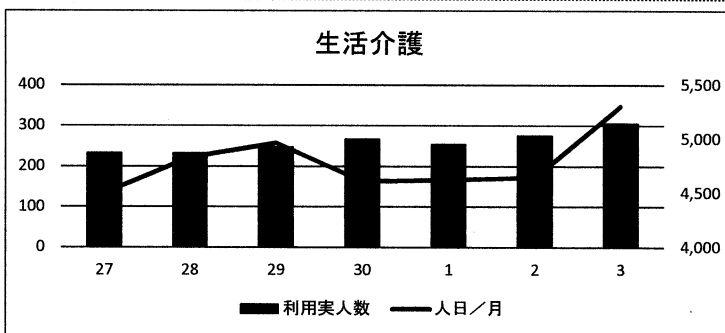
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-
時間/月	-	-	-	-	-	-	-	-
利用延時間	-	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-	-

3年度の実績	利用実績なし
その他	

【生活介護】

【内容】
常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。

【対象】
区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				239	242	246	264	270	275
人日/月				5,302	5,553	5,815	4,534	4,489	4,444
利用延回数				63,624	66,636	69,780	54,408	53,868	53,328
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	233	232	247	267	254	276	305		
人日/月	4,503	4,834	4,964	4,611	4,626	4,647	5,304		
利用延回数	54,032	58,010	59,567	55,336	55,507	57,760	63,650		
利用施設数	26	24	28	25	28	31	30		

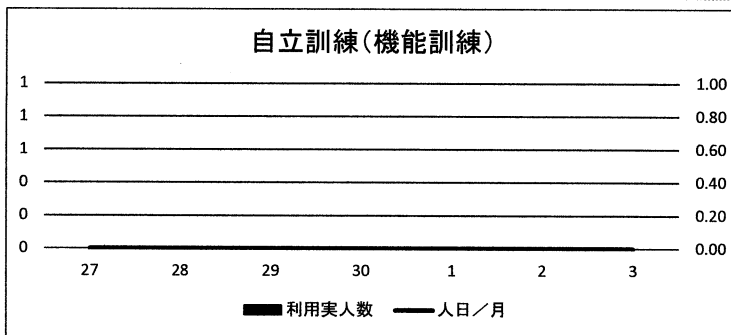
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	99.6%	106.5%	108.1%	95.1%	108.7%	110.5%	104.7%
人日/月	-	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	100.5%	114.1%	103.0%
利用延回数	-	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	104.1%	110.2%	102.9%
利用施設数	-	92.3%	116.7%	89.3%	112.0%	110.7%	96.8%	103.0%

3年度の実績	利用実人数、利用延時間ともに前年度より大幅に増加している。他のサービスからの移動(自立訓練)が多かったため。
その他	

【自立訓練(機能訓練)】

【内容】
身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上（理学療法、作業療法）などの訓練を行います。

【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				30	1	2	3	4	5
人日/月				22.00	44.00	44.00	22	22	22
利用延時間				264.00	528.00	528.00	264.00	264.00	264.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		
人日/月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0	0	0.00	0		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0		

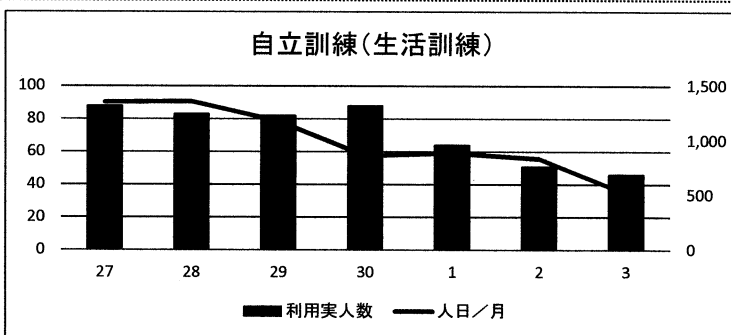
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-
人日/月	-	-	-	-	-	-	-	-
利用延時間	-	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-	-

3年度の実績	利用実績なし
その他	

【自立訓練(生活訓練)】

【内容】
知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				85	85	85	60	55	55
人日/月				1,540	1,540	1,540	737	671	610
利用延回数				18,480	18,480	18,480	8,844	8,052	7,320
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	88	83	82	88	64	51	46		
人日/月	1,353	1,359	1,179	862	890	836	519		
利用延回数	16,235	16,313	14,152	10,346	10,677	10,036	6,222		
利用施設数	14	15	13	11	13	13	8		

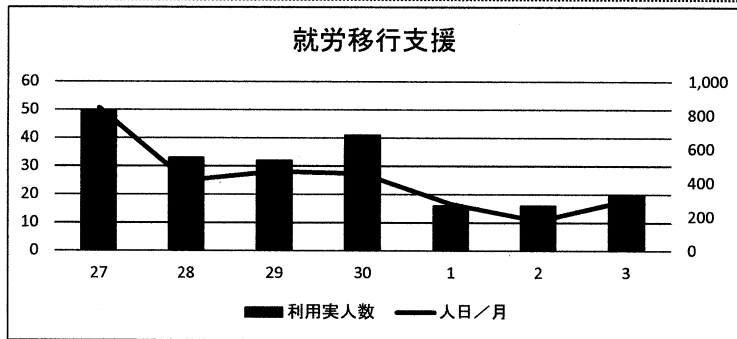
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	94.3%	98.8%	107.3%	72.7%	79.7%	90.2%	90.5%
人日/月	-	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	62.1%	86.6%
利用延回数	-	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	62.0%	86.6%
利用施設数	-	107.1%	86.7%	84.6%	118.2%	100.0%	61.5%	93.0%

3年度の実績	利用実人数、利用延時間は減少している。他のサービスからの移動(生活介護)が多かったため。
その他	今後は利用実人数及び利用延べ回数ともに減少が見込まれる。事業所も減少している。

【就労移行支援】

【内容】
就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあった就労ができるよう支援（職業訓練）を行います。

【対象】



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	32	34	35	16	14	14
人日/月	584	625	667	225	203	182
利用延回数	7,008	7,500	8,004	2,700	2,436	2,184
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	50	33	32	41	16	16	20		
人日/月	846	416	470	457	278	177	297		
利用延回数	10,152	4,988	5,634	5,481	3,332	2,824	3,561		
利用施設数	10	12	10	10	9	9	8		

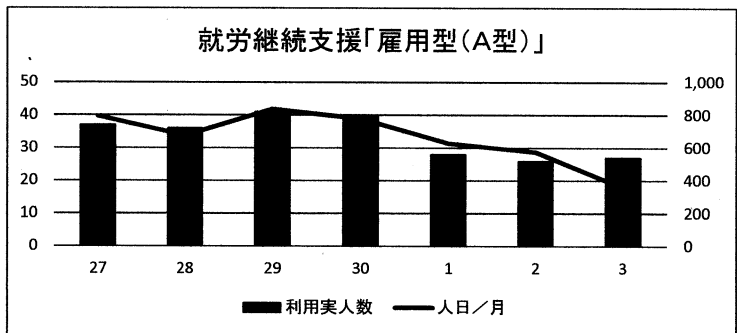
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	66.0%	97.0%	128.1%	39.0%	100.0%	125.0%	92.5%
人日/月	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	63.7%	167.8%	92.0%
利用延回数	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	84.8%	126.1%	88.5%
利用施設数	—	120.0%	83.3%	100.0%	90.0%	100.0%	88.9%	97.0%

3年度の実績	ここ数年、利用者が減少していたが(標準利用期間あり)、令和3年度は、利用実人数、利用延回数ともに増加した。
その他	事業所が減っており、利用できる事業所が少ないのが課題である。

【就労継続支援「雇用型(A型)」】

【内容】
就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

【対象】



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	36	36	36	25	24	23
人日/月	674	674	674	580	556	534
利用延回数	8,088	8,088	8,088	6,960	6,672	6,408
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	37	36	41	40	28	26	27		
人日/月	794	676	837	779	629	576	358		
利用延回数	9,524	8,106	10,041	9,348	7,547	6,910	4,292		
利用施設数	4	6	4	4	3	4	5		

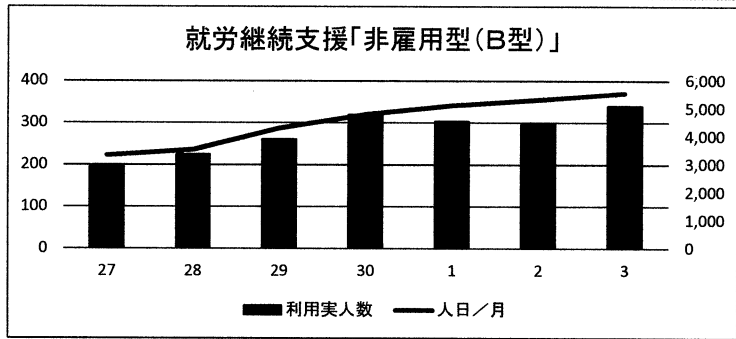
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	97.3%	113.9%	97.6%	70.0%	92.9%	103.8%	95.9%
人日/月	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	62.2%	89.4%
利用延回数	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	62.1%	89.4%
利用施設数	—	150.0%	66.7%	100.0%	75.0%	133.3%	125.0%	108.3%

3年度の実績	利用実人数は前年度と変わらないが、利用延時間は大幅に減少している。令和3年9月に市内に1つあったA型事業所が閉所した。
その他	令和4年7月に新たに1事業所が開所した。

【就労継続支援「非雇用型(B型)」】

【内容】
就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				319	380	453	381	427	478
人日/月				4,935	5,827	6,882	6,305	6,998	7,768
利用延回数				59,220	69,924	82,584	75,660	83,976	93,216
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	196	225	261	320	304	297	340		
人日/月	3,338	3,538	4,311	4,806	5,117	5,327	5,561		
利用延回数	40,055	42,456	51,730	57,675	61,402	63,923	66,728		
利用施設数	34	34	37	38	41	43	43		

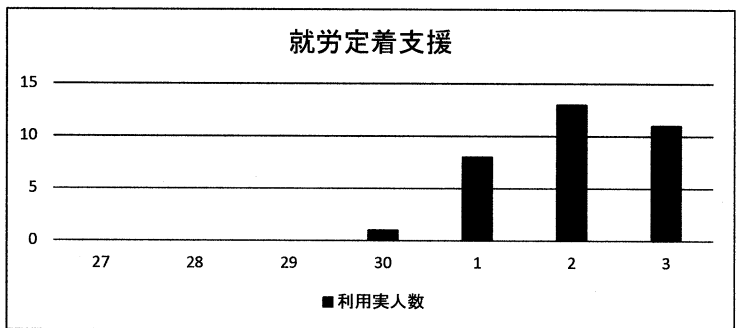
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	114.8%	116.0%	122.6%	95.0%	97.7%	114.5%	110.1%
人日/月	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	104.4%	109.0%
利用延回数	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	104.4%	109.0%
利用施設数	—	100.0%	108.8%	102.7%	107.9%	104.9%	100.0%	104.0%

3年度の実績	利用実人数は、利用延時間ともに前年度より増加している。理由としては、新規の方にプラスして他のサービスからの移動(自立訓練)が多かったため。
その他	

【就労定着支援】

【内容】
一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	4	5	10	10	10
人日/月									
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	8	13	11		
人日/月	0.00	0.00	0.00	1.00	9.00	10.00	10		
利用延回数	0.00	0.00	0.00	1.00	62.00	118.00	125		
利用施設数	0	0	0	1	2	2	2		

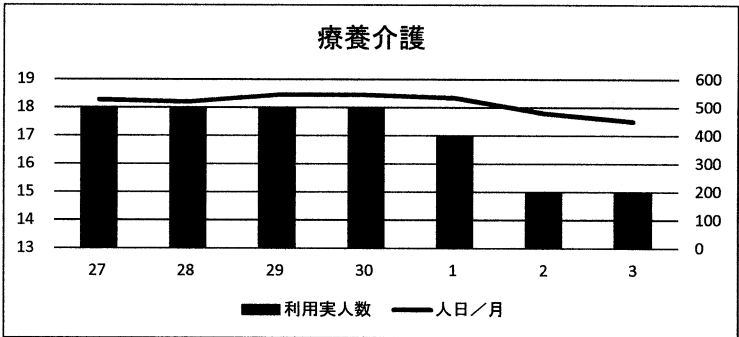
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	800.0%	162.5%	84.6%	349.0%
人日/月	—	—	—	—	900.0%	111.1%	100.0%	370.4%
利用延回数	—	—	—	—	6200.0%	190.3%	105.9%	2165.4%
利用施設数	—	—	—	—	200.0%	100.0%	100.0%	133.3%

3年度の実績	利用実人数は若干減少したが、利用延回数は前年度とほぼ同様である。
その他	

【療養介護】

【内容】
医療が必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。

【対象】
区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				20	21	22	16	16	16
人日/月				600	630	660	480	480	480
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	18	18	18	18	17	15	15		
人日/月	528	520	545	545	534	480	450		
利用延回数	6,331	6,241	6,545	6,542	6,412	5,759	5,397		
利用施設数	4	4	4	4	4	4	4		

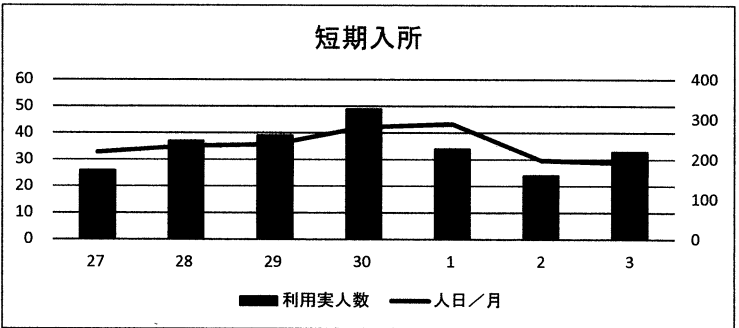
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%	88.2%	100.0%	97.1%
人日/月	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	93.8%	97.5%
利用延回数	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	93.7%	97.5%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3年度の実績	利用実人数、利用延回数は前年度とほぼ同様である。
その他	

【短期入所】

【内容】
在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】
区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上。



	30	1	2	3	4	5
利用実人数	44	48	52	42	46	52
人日/月	251	260	270	331	354	379
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	26	37	39	49	34	24	33		
人日/月	219	234	239	281	289	198	191		
利用延回数	2,625	2,810	2,865	3,373	3,466	2,376	2,291		
利用施設数	10	10	10	11	12	12	13		

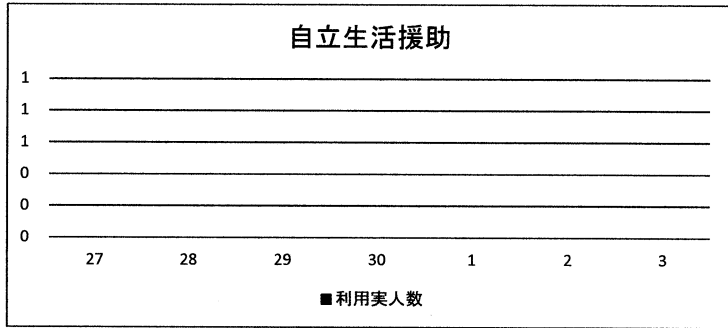
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	142.3%	105.4%	125.6%	69.4%	70.6%	137.5%	108.5%
人日/月	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	96.5%	99.1%
利用延回数	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	96.4%	99.1%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	110.0%	109.1%	100.0%	108.3%	104.6%

3年度の実績	利用実人数は前年度より増加したが、利用延回数は減少している。コロナによる施設側の受け入れ制限と利用自粛が令和2年度に続き、令和3年度も影響している。
その他	

【自立生活援助】

【内容】
 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				20	20	20	2	2	2

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		

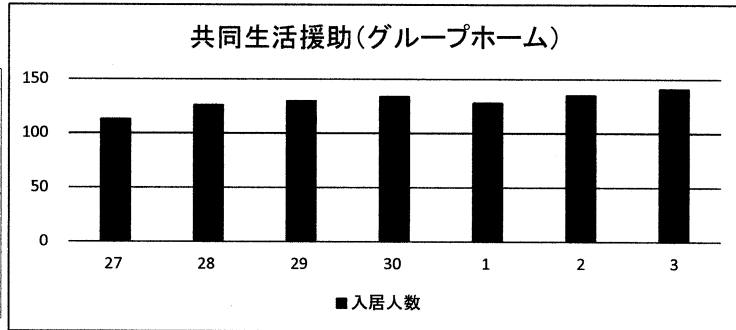
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-

3年度の実績	利用実績なし								
その他									

【共同生活援助(グループホーム)】

【内容】
 地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
入居人数				152	168	184	136	140	144
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
入居人数	113	126	130	134	128	135	141		
利用施設数	21	18	25	22	23	23	24		

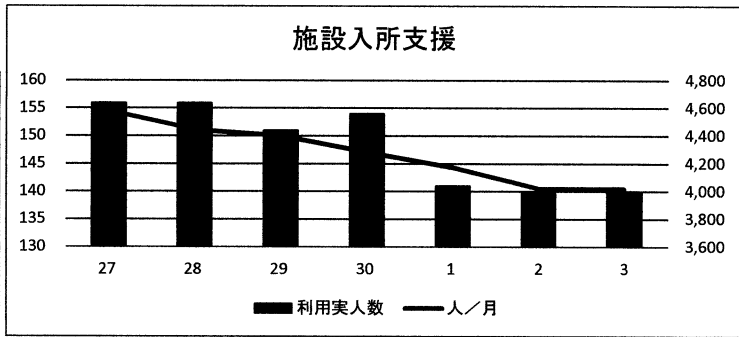
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
入居人数	-	111.5%	103.2%	103.1%	95.5%	105.5%	104.4%	102.3%
利用施設数	-	85.7%	138.9%	88.0%	104.5%	100.0%	104.3%	107.2%

3年度の実績	入居者数は前年度より増加している。								
その他	入居施設の整備が進めば今後も入居者数は増加していくものと見込まれる。								

【施設入所支援】

【内容】
施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】
区分4以上。50歳以上は区分3以上。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				150	149	147	140	139	137
人/月				4,500	4,470	4,410	4,200	4,170	4,110
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	156	156	151	154	141	140	140		
人日/月	4,580	4,445	4,401	4,284	4,172	4,020	4,017		
利用延回数	54,955	53,338	52,816	51,405	50,066	48,236	48,198		
利用施設数	16	15	16	15	13	14	12		

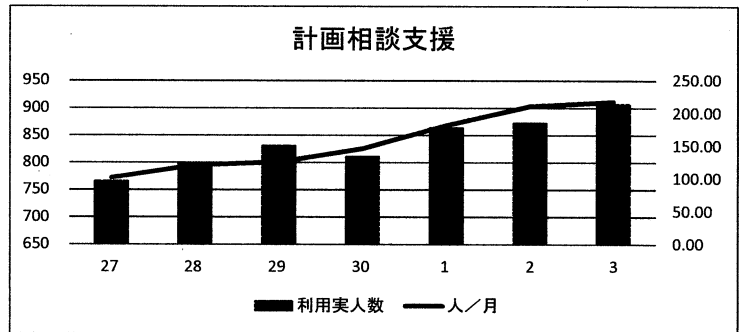
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	96.8%	102.0%	91.6%	99.3%	100.0%	97.9%
人日/月	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.4%	99.9%	98.0%
利用延回数	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.3%	99.9%	98.0%
利用施設数	—	93.8%	106.7%	93.8%	86.7%	107.7%	85.7%	96.1%

3年度の実績	利用実人数、利用延回数は前年度とほぼ同様である。
その他	施設入所から地域生活(グループホーム等)への移行を計画の目標に掲げているが、入所者が亡くなったり介護施設へ入所するなどで一時的に減少するが、入所待ちの方がいる状況である。全体的には、緩やかに減少している。

【計画相談支援】

【内容】
障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				898	952	1,009	822	874	926
人/月				196	233	277	193	199	205
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	766	799	831	811	864	873	907		
人日/月	102	121	126	146	182	211	218		
利用延回数	1,221	1,452	1,512	1,757	2,184	2,533	2,616		
利用施設数	27	27	28	27	29	32	32		

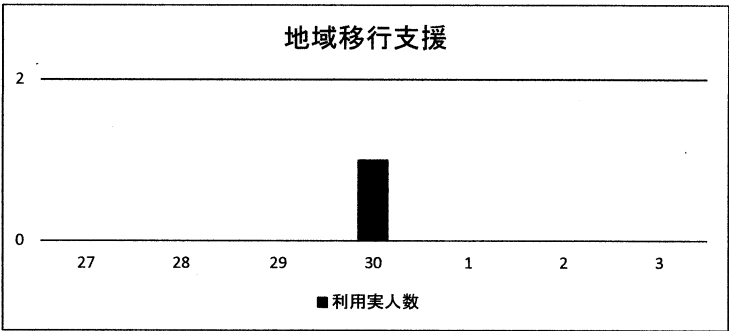
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	104.3%	104.0%	97.6%	106.5%	101.0%	103.9%	102.6%
人日/月	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	115.9%	103.3%	112.8%
利用延回数	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	116.0%	103.3%	112.8%
利用施設数	—	100.0%	103.7%	96.4%	107.4%	110.3%	100.0%	103.6%

3年度の実績	利用実人数は、利用延時間ともに前年度より増加している。利用者の増はモニタリングの回数を増やしたりと、相談支援の充実によるものと捉えている。
その他	

【地域移行支援】

【内容】
住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				2	4	6	2	4	6
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	0	0	0		
利用施設数	0	0	0	1	0	0	0		

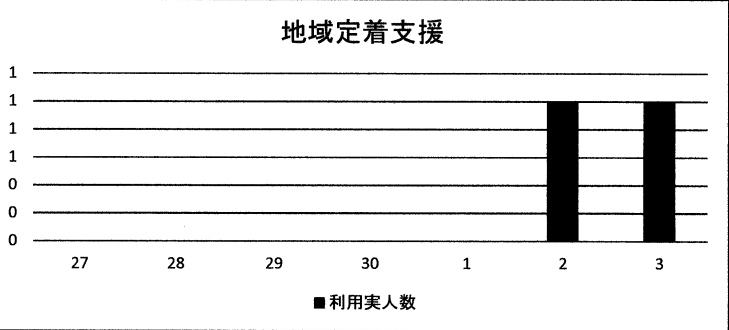
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-	-

3年度の実績	30年3月のみ利用。
その他	

【地域定着支援】

【内容】
常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

【対象】



【計画値】				30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	6	9	2	4	6
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	1	1		
利用施設数	0	0	0	0	0	1	1		

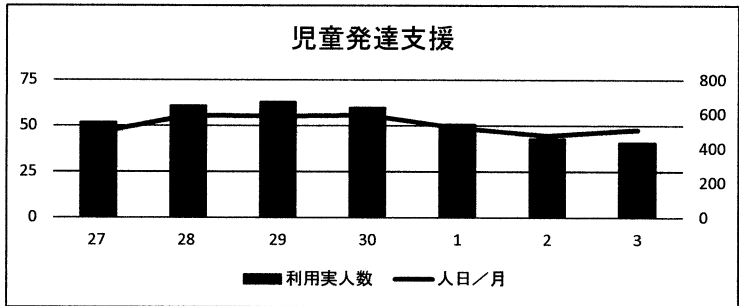
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	100.0%	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	100.0%	-

3年度の実績	前年同様1名の利用があった。
その他	

【児童発達支援】

【内容】
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【対象】
療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	84	98	114	39	37	36
人日/月	476	426	380	501	493	486
利用日数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	52	61	63	60	51	43	41		
人日/月	494	594	589	595	521	476	509		
利用延回数	5,926.00	7,125.00	7,073.00	7,141.00	6,253.00	5,715.00	6,104.00		
利用施設数	4	5	6	6	4	3	5		

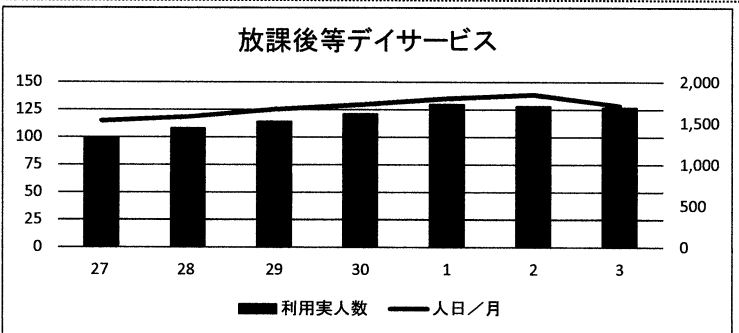
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	117.3%	103.3%	95.2%	85.0%	84.3%	95.3%	96.7%
人日/月	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.3%	106.9%	101.1%
利用延回数	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.4%	106.8%	101.0%
利用施設数	—	125.0%	120.0%	100.0%	66.7%	75.0%	166.7%	108.9%

3年度の実績	計画値並みの実績となっている。また、前年度比においても、月利用人数で33人増、利用延べ回数において389回増となっている。
その他	

【放課後等デイサービス】

【内容】
授業の終了後または学校の休業日に、放課後等デイサービス等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象】
学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】	30	1	2	3	4	2
利用実人数	123	131	140	126	135	144
人日/月	1,728	1,826	1,930	1,972	2,062	2,156
利用日数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	100	108	114	121	130	128	127		
人日/月	1,532	1,578	1,670	1,729	1,804	1,848	1,715		
利用延回数	18,378	18,938	20,038	20,747	21,646	22,175	20,584		
利用施設数	11	13	13	14	13	15	17		

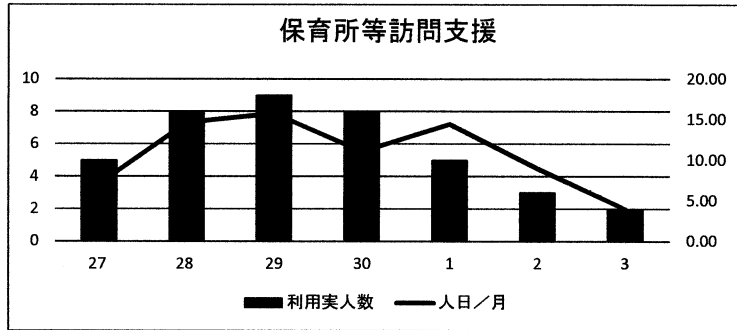
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	108.0%	105.6%	106.1%	107.4%	98.5%	99.2%	104.1%
人日/月	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	92.8%	102.0%
利用延回数	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	92.8%	102.0%
利用施設数	—	118.2%	100.0%	107.7%	92.9%	115.4%	113.3%	107.9%

3年度の実績	利用実人数はほぼ計画値であるが、月利用人数については計画値を下回っている。前年度比で、月利用人数が133人減、利用延べ人数が1,591人減となっている。
その他	

【保育所等訪問支援】

【内容】
保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

【対象】
保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				10	10	10	4	4	4
人日/月				18	18	18	16	17	17
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	5	8	9	8	5	3	2		
人日/月	7	15	16	11	14	9	4		
利用延回数	85	176	189	133	173	113	42		
利用施設数	1	1	1	1	1	1	1		

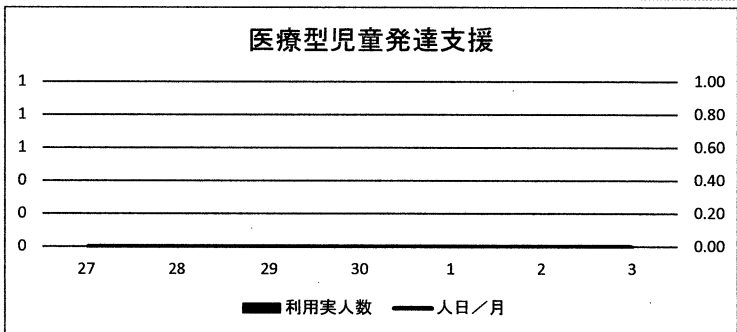
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	160.0%	112.5%	88.9%	62.5%	60.0%	66.7%	91.8%
人日/月	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	62.4%	44.4%	103.6%
利用延回数	—	207.1%	107.4%	70.4%	130.1%	65.3%	37.2%	102.9%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3年度の実績	利用実人数、月利用人数とも計画値を下回っている。前年度比で実利用人数は1人減、利用延べ回数は71回減となっている。
その他	

【医療型児童発達支援】

【内容】
児童発達支援及び治療を行います。

【対象】
肢体不自由児（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	1	1	1	1	1
人日/月				1	1	1	1	1	1
利用日数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		
人日/月	0	0	0	0	0	0	0		
利用延回数	0	0	0	0	0	0	0		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0		

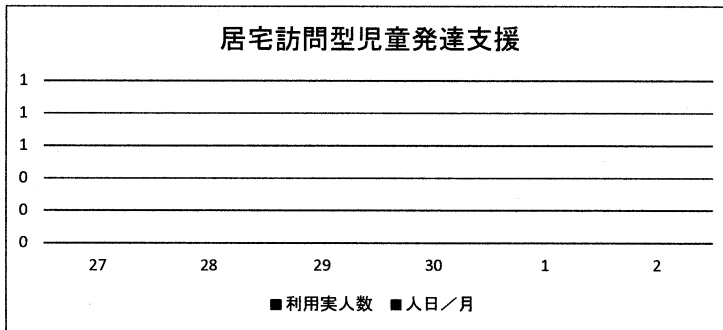
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—
人日/月	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延回数	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—

3年度の実績	実績無し
その他	

【居宅訪問型児童発達支援】

【内容】
障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【対象】
重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	1	1	1	1	1
人日/月				1	1	1	4	4	4
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	1		
人日/月	0	0	0	0	0	0	0		
利用延回数	0	0	0	0	0	0	1		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	1		

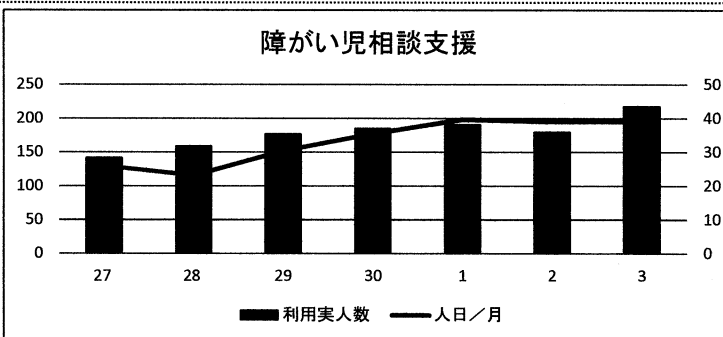
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-
人日/月	-	-	-	-	-	-	-	-
利用延回数	-	-	-	-	-	-	-	-
利用施設数	-	-	-	-	-	-	-	-

3年度の実績	利用実人数は1名であり、利用も1回のみである。
その他	

【障がい児相談支援】

【内容】
障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

【対象】
障がい児。



	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				28	29	30	19		
人日/月								20	22
利用回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	142	159	177	185	191	180	218		
人日/月	26	23	30	36	40	39	39		
利用延回数	312	278	365	426	476	466	464		
利用施設数	9	9	8	9	10	10	12		

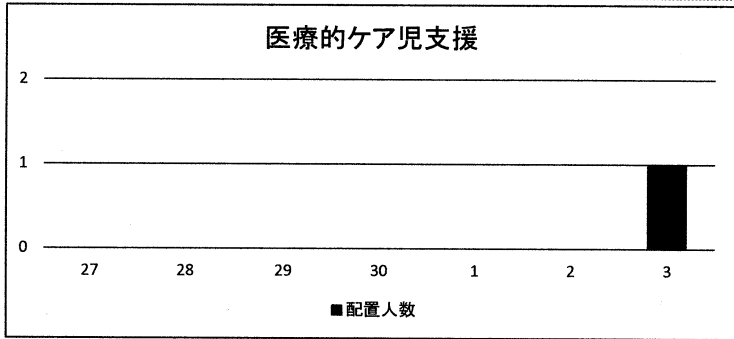
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	112.0%	111.3%	104.5%	103.2%	94.2%	121.1%	107.7%
人日/月	-	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	98.3%	100.0%	107.9%
利用延回数	-	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	97.9%	99.6%	107.7%
利用施設数	-	100.0%	88.9%	112.5%	111.1%	100.0%	120.0%	105.4%

3年度の実績	月の利用人数は計画値を上回っている。前年度比で利用実人数は38人増、利用延べ回数は2回減となっている。
その他	

【医療的ケア児支援】

【内容】
医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

【対象】
障がい児。



【計画値】				30	1	2	3	4	5
配置人数				1	1	1	1	1	1

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	1		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	-	-	-	-	-	-	-	-

3年度の実績	令和3年度より、発達支援室に1名配置している。								
その他									

酒田所管内(酒田市、庄内町、遊佐町)の障害者の状況

ハローワーク酒田

1 障害者求職登録状況(令和4年6月末)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
		割合		割合		割合		割合		割合
有効中		(17.1)	63	(13.3)	38	(14.1)	67	(24.5)	17	(27.4)
就業者		(62.7)	307	(64.6)	186	(69.1)	147	(53.8)	37	(59.7)
保留中		(20.1)	105	(22.1)	45	(16.7)	59	(21.6)	8	(12.9)
合計		12.4%		7.1%		21.7%		33.1%		-

- ・有効中は求職中の者、就業者は就職・自営等、保留中は病気等で一時的に求職していない者
- ・合計の割合は、手帳所持者のうち当所に障害者登録している者の割合
- ・「その他の障害者」は、難治性疾患患者・発達障害・高次脳機能障害等のうち障害者手帳非所持者
- ・() は、登録者のうち有効中・就業者・保留中の割合

2 障害者手帳有効件数(令和4年3月末) (資料出所:酒田市・庄内町・遊佐町)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		割合		割合		割合		割合
酒田市		(73.7)	4,926	(73.9)	907	(73.0)	606	(73.5)
庄内町		(15.6)	1,021	(15.3)	195	(15.7)	149	(18.1)
遊佐町		(10.6)	720	(10.8)	140	(11.3)	69	(8.4)
合計		100.0%		76.3%		14.2%		9.4%

- ・総数で、高齢者・年少者を含む。対前年比、合計で▲0.98%、身体▲1.9%、知的1.7%、精神3.5%

3 民間企業の障害者雇用率(各年度6月1日)

項目 年度	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者数(カウント)	雇用率			雇用率達成企業	
					酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
28年度	112	16,923	15,872.0	338.5	2.13	1.96	1.92	73	65.18%
29年度	109	16,633	15,616.0	350.5	2.24	2.03	1.97	72	66.06%
30年度	127	17,322.5	16,395.5	377.0	2.30	2.06	2.05	75	59.06%
元年度	125	16,936	15,982.0	369.5	2.31	2.09	2.11	76	60.80%
2年度	123	16,732	15,791.5	357.0	2.26	2.11	2.15	75	61.00%
3年度	131	16,539.5	15,558.5	332.5	2.14	2.11	2.20	74	56.50%

- ・対象企業は、管内に本社のある法人で基礎労働者数が25～29年度までは50人以上、30年度からは45.5人以上
- ・基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数
- ・対象労働者は、週の労働時間が20H以上～30H未満を0.5人として算定

4 安定所紹介による就職状況(令和4年6月末)

男女別 部位別	合計			男		女	
	うち重度	割合		うち重度	うち重度		
身体障害者	1	1	20.0%	1	1	0	0
知的障害者	2	0	40.0%	1	0	1	0
精神障害者	2	-	40.0%	2	-	0	-
他の障害者	0	-	0.0%	0	-	0	-
合計	5	1	100.0%	4	1	1	0

- ・重度は身体で1・2級(3級重複)、知的はA又はBのうち指定機関で重度判定を受けた者
- ・障害を非開示(クローズ)で紹介し採用された者を含む

令和3年度(4月～3月) 相談支援事業所 あおぞら 相談支援件数表(酒田市)

月	延べ件数		障がい種別						支援方法							支援内容										計					
	18歳以上	18歳未満	身体	重症心身	知的	精神	発達	高次脳機能	その他	計	訪問	来所	同行	電話	Eメール	個別支援会議	関係機関	その他	福祉サービス	障がい症状理解	健康医療	不安解消情緒安定	保育教育	家族人間関係	家計経済		生活技術	就労	社会参加余暇活動	権利擁護	その他
4	23	2	2	0	10	12	1	0	0	25	5	6	4	37	0	0	43	0	56	1	9	19	0	0	8	1	1	0	0	0	95
5	8	2	0	0	5	5	0	0	0	10	5	2	5	24	0	0	31	0	47	2	2	7	0	0	7	2	0	0	0	0	67
6	15	2	1	0	6	10	0	0	0	17	2	1	1	25	0	0	22	0	9	6	7	9	0	6	12	1	0	0	1	51	
7	14	0	0	0	4	10	0	0	0	14	6	2	3	25	0	0	24	0	20	3	10	7	0	0	15	1	0	0	4	60	
8	17	2	1	0	8	8	0	2	0	19	5	1	5	16	0	0	19	0	27	4	8	1	0	6	0	0	0	0	0	46	
9	11	1	1	0	5	6	0	0	0	12	4	2	1	9	0	0	15	0	15	1	3	4	0	0	8	0	0	0	0	31	
10	4	0	0	0	1	3	0	0	0	4	3	1	1	5	0	0	12	0	16	0	2	0	0	4	0	0	0	0	0	22	
11	15	3	3	0	6	7	1	0	1	18	3	3	0	16	0	0	26	0	30	3	4	5	0	1	3	0	1	0	1	48	
12	16	2	1	0	5	9	1	0	2	18	5	3	2	13	0	1	24	0	29	1	1	6	0	1	5	1	0	1	3	48	
1	16	2	3	0	4	9	0	0	2	18	6	2	1	27	0	0	55	0	70	1	5	4	1	0	2	4	0	0	4	91	
2	16	2	0	0	10	7	0	0	1	18	2	0	1	20	0	0	19	0	23	1	6	3	4	0	1	0	2	0	2	42	
3	20	4	3	0	12	8	0	0	1	24	5	2	3	30	0	2	28	1	38	7	1	8	2	2	7	1	0	0	5	71	
計	175	22	15	0	76	94	3	0	9	197	51	25	27	247	0	3	318	1	380	30	58	73	7	10	78	11	4	1	0	20	672
		197								197																				672	

障がい種別では知的・精神の方に関しては若干の増加。身体の方が昨年の45件から15件に減少した。支援方法に関しては、前年と比較して相談支援件数は32件増加。コロナの影響もあり、訪問が減って電話相談が58件増加した。支援内容に関しては、例年通り福祉サービス利用に関する相談が最も多いのは変わらないが、今年度の傾向としては健康医療や不安解消といった相談が増え、特に目立ったのが家計経済の相談が昨年の20件から78件に増加している。給付金や年金、借金に関する相談が多くあり、コロナが経済活動に及ぼす影響と考えられる。

令和4年度 庄内障害者就業・生活支援センターの支援実施状況について

令和3年4月～R4年3月

① 障害種別の支援対象障害者（登録者）数（人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
合計	34	189	118	20	361

② 新規登録者（人）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
2	25	17	10	54

③ 障害者に対する相談・支援件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
116	1,307	887	164	2,474

④ 職場実習のあっせん件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
0	12	33	6	51

⑤ 就職件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
1	24	10	6	41

⑥ 職場訪問により定着支援を実施した件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
20	143	39	0	202

登録者数は、前年度と比較して若干減少。新規登録者については、前年度と大きな変化はみられず。相談・支援件数については、若干の減少あり。コロナの影響により来所相談が減少し、その分、電話やメール等のご相談が増加。職場実習のあっせん件数としては、前年度と比較して10件増加。「お仕事体験実習」と「就職見極め実習」があり、就職に繋がったケースもあり。就職件数については、7件減少。理由としてはコロナによる求人状況や感染状況に応じて就職活動を控える方もいるためではないかと考えられる。職場訪問による定着支援の件数としては、前年度とほぼ同数。コロナの流行状況を考慮して訪問時期を事業所とご相談し、調整させていただき対応しました。